

平成25年12月16日

第36回指定都市市長会議

午後 2 時30分開会

○事務局長 定刻となりましたので、ただいまから第36回指定都市市長会議を開催させていただきます。

私、指定都市市長会事務局長の広瀬です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、各市長におかれましては、御多忙のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、平素より指定都市市長会の諸活動並びに事務局の運営につきまして御指導を賜りまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

本日の資料でございますけれども、机上に配付してございます。左側の手前に5つの部会からの報告関係、その奥に本日御議論いただきます意見文案やアピール文案等を置いてございます。右側の資料がその他の資料として置かせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、指定都市市長会の会長職務代理でございます札幌市の上田市長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○札幌市長 札幌市長の上田でございます。年末の大変お忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

各第4定例市議会等々を抱えておられたかと思いますが、そういう都合もございまして、残念ながら欠席者が3名ほどおられますけれども、始めさせていただきたいと思います。

矢田会長が11月19日に御退任ということでございまして、会則上、副会長の私が残任期間、来年3月の末まで職務代理ということになりましたので、ぜひ会の運営に御協力を頂戴したい、このように御挨拶とともにお願い申し上げたいと思います。

さて、国におきましては、この12月末でございますが、来年度に向けました諸般のさまざまな重要事項の決定をしていくということでございまして、大詰めに迎えているというふうにも言えるかと思います。12日は与党税制大綱というのが取りまとめられまして、今週末ぐらいが地方財政対策の最終的な大詰めということになるかと想定をされているところでございます。事務権限の移譲に関しましては、第30次地制調の答申で示されました都道府県から指定都市への移譲について、33の事務がこの見直しの方針に盛り込まれる見通しだということでございます。

この中には、先月来、皆様方も大変さまざまな考慮をされたかと思いますが、いわゆる

県費負担の教職員の給与負担などについても含まれておりまして、長年の指定都市の要請といったものが実を結んだということでございまして、その意味におきましては感慨深いものがあるかと思っているところでございます。

ただ、その一方で、交付税等の必要な財政措置についてはまだなかなか難しい問題が未解決のままあるということもございまして、これからもしっかりこの点については主張していかなければならない状況にあることは、お考えは皆同じだろうというふうに思います。そんな国との調整というものをしっかり継続していくことに努めていきたいと思っているところでございます。

指定都市にとって大きな課題が山積している中での会議でありますけれども、本日は、まず午前中に開催されました各部会、5つの部会から報告をいただきます。また、その議論を踏まえて政令指定都市市長会のアピール、あるいは政策提言といったものを行っていくということで御議論をいただきたいと思います。この2年間の部会の活動の集大成と言うべき報告書や、あるいは計画というものも決定していきたいと考えておりますので、お集まりの皆様方に御意見を頂戴したい、このように思っているところでございます。

この後、事務局から紹介があると思いますが、前回の7月以降に新たに3つの都市の選挙がございまして、川崎、神戸、岡山と、各新しい市長さんが誕生されました。御当选についてお祝い申し上げたいと思いますし、ぜひ皆様に歓迎をさせていただきたい、このように思っているところでございます。残念ながら、今日は川崎の福田市長さんだけの御出席でございますけれども、ぜひよろしく願い申し上げたいと思います。この市長会は勝手にいろんなことを言う場所でありますので、御遠慮なく発言をしていただければと思いますので、新しい目でいろんな御提言、御注文、質問も、どうぞ活発にしていいただければこの会議が活性化するかなと、こんなふうに思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

そして、最後になりますけれども、会議の終わりに来年4月以降の会長の選挙も行うことが予定されております。そういうこともございますので、多くの議題があるわけでありましたが、円滑な運営に御協力いただきますように御要請申し上げたい、このように思います。政令指定都市市長会、いつものように実りの多い会議になりますように、御協力のほど、よろしくお願い申し上げたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○事務局長　ありがとうございました。

続きまして、先ほど会長代理のほうからもございましたけれども、7月に開催された第35回指定都市市長会議以降に3市の市長さんが新たになられたわけですが、先ほど申されたように、今日御出席いただいております川崎市の福田市長さんから御挨拶を一言お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○川崎市長 皆さん、改めましてこんにちは。11月19日に就任いたしました福田紀彦と申します。

今日が初ということで、先輩市長の皆さん方にぜひこれから御指導賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

午前中の部会で進行をさせていただいたのですが、今会長からお話がありましたように県費負担教職員の問題がございまして、その際に北九州の北橋市長からも、これから財政措置の問題等も多々あるので一致結束していこうというようなお話がございました。また部会報告でさせていただきたいと思いますが、ぜひほかのところから足元を見られないように、しっかり一致結束して私も行動してまいりたいと思っておりますので、ぜひ御指導賜りますように、よろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いします。(拍手)

○事務局長 ありがとうございます。

本日は、千葉市長、京都市長、大阪市長、神戸市長、岡山市長、福岡市長が公務のため御欠席をされておられます。京都市、大阪市、神戸市におかれましては副市長に代理出席をいただいております。

それでは、ここで報道の方をお願いをいたしますけれども、これ以降につきましては記者席のほうからの取材ということでよろしくお願いいたします。

それでは、早速会議に入りたいと存じますけれども、市長会の規約の第9条第5項によりまして、議長は会長職務代理でございます上田札幌市長によりしくお願いいたします。

○札幌市長 それでは、よろしくお願いいたします。

規約に従いまして議長を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

各市長におかれましては、円滑な議事進行に御協力を賜りたいと、よろしくお願い申し上げます。

議題(1)地方分権改革推進部会からの報告を頂戴したいと思います。

まず、地方分権改革推進部会からの報告・提案事項について、部会長の福田さん、早速でございますけれども、御説明をよろしくお願い申し上げます。

○川崎市長 それでは、早速でありますけれども、私から御報告させていただきたいと思っています。

初めに、地方分権改革の進捗状況等について御報告いたしますので、資料１－１をご覧くださいと思います。

１段目の義務付け・枠付けの見直しにつきましては、これまで３次にわたる一括法が成立し、条例の整備が進められたところでございます。右側の課題等につきましては、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、実施されていないものや地方の提案等による更なる見直しの実施や従うべき基準の設定の廃止等がございます。

次に、２段目の国から地方への事務・権限の移譲等につきましては、進捗状況といたしまして、地方分権改革有識者会議において３つの専門部会が設置され、雇用対策部会では篠田新潟市長が、農地・農村部会では加山相模原市長が御出席し、各部会において記載のとおり調査・審議が実施されてきたところでございます。このほかに、直轄道路、直轄河川などにつきましても調査・審議が進められ、12月10日に開催された有識者会議におきまして事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（案）として国から地方への48事項の移譲等が示されました。

次に、３段目の都道府県から指定都市への事務・権限の移譲につきましては、進捗状況といたしまして、有識者会議において調査・審議が進められ、こちらにつきましても同様に12月10日の有識者会議におきまして29事項の移譲等が示されました。なお、市立小中学校等の職員の給与等の負担、教職員定数の決定等につきましては、指定都市の関係道府県との間で合意がなされ、税源移譲等について自民党、公明党の平成26年度税制改正大綱に盛り込まれたところでございまして、後ほど御説明いたします。

次に、右側の課題等につきましては、見直し方針（案）で示された事務・権限の移譲について、閣議決定後、迅速な法改正を実施するとともに、これまで実施されていない事務・権限の更なる移譲の実施などを求めていく必要がございます。

また、事務・権限の移譲に当たり、税財源の移譲を迅速かつ確実に進めるとともに、移譲に支障のない適切な財政措置を講じることなどを求めていく必要があるところでございます。

次に、県費負担教職員の給与負担等の道府県から指定都市への移譲につきまして、指定都市所在道府県との協議の経過、及び今後の主な検討課題について、資料 1－2 にまとめましたので御報告させていただきたいと思います。

初めに、1 の指定都市所在道府県との協議経過についてでございますが、前回、7 月 24 日の指定都市市長会におきまして県費負担教職員の給与等の移譲に伴う財政負担の総額について、9 月末ごろまでに指定都市市長会としての考え方を整理し、関係道府県との協議を進める必要があることなどを確認いたしました。

その後、移譲に伴う財政負担の総額について各種の関係部署と連携しながら所要額の実態把握に努め、川崎市で 8 月 23 日に開催しました財政担当局長会議の議論の結果を踏まえて、9 月末に、現在道府県が負担している経費の 8 割に相当する規模の税源移譲などについて、道府県側に対し提案をいたしました。

10 月 9 日に開催された指定都市と道府県の代表による第 1 回の協議以降、指定都市間での合意を得ながら道府県との協議を重ねてまいりました。その結果、11 月 8 日の第 4 回の道府県との協議におきまして、指定都市と道府県の提案がおおむね一致することになり、11 月 12 日に個人住民税所得割から税率 2 % を税源移譲し、今回の移譲にかかわる税源配分の額とすることに全ての政令指定都市が同意して 14 日に合意に至ったものでございます。

この合意内容につきましては、裏面をご覧くださいいただければと思います。県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市に移譲されることに対する財政措置として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提に、道府県から指定都市に個人住民税所得割 2 % の税源移譲が行われることに合意するもので、事務移譲に伴う財源の 6 割相当額を地方税で賄うことになり、地方財政計画における地方全体の一般財源構成比と同じものになります。

また、2 段落目では、地方財政措置に当たっては基準財政需要額の算定方法に加えて、基準財政収入額については地方交付税制度の原則を踏まえて適切な方法を国として設定されたいこと。

また、3 段落目では、事務及び税源の移譲時期については、平成 29 年度をめどに可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討・準備を進めることとしております。

前のページにお戻りいただきまして、下段の 2 になります。今後の主な検討課題についてでございます。

2 点ございまして、1 点目は、地方交付税等の必要な財政措置については、今回合意い

たしましたけれども、税源移譲のみでは教職員給与等のかかわる需要額の6割程度しか賄えないことから、移譲後の事務執行に支障がないように地方交付税等の国の財政措置が適切に講じられるよう、道府県とも連携しながら引き続き調整を行っていく必要があるものでございます。

2点目は、事務及び税源の移譲時期である平成29年度に向けて、指定都市において順次給与等に関するシステム改修の必要があるほか、事務執行体制の整備や職員団体等の調整、関連条例等の改正などが必要となりますことから、今後とも指定都市が連携し、実務的な検討・準備を進めることが重要であると考えます。

このたびの関係道府県との協議に当たりましては、各指定都市におかれましては、この短い間で精力的に検討、協議いただいたことで合意にこぎ着けられたものと存じます。また、県費負担教職員の給与負担等の移譲は指定都市が長年求めてきたものであり、権限移譲に合わせた財政措置が講じられたことは地方分権を推進していく上で大きな一歩であったのではないかと存じます。

今後とも移譲までの間、各指定都市の関係部署とも連携しながら所要の調整を進め、国等の動きに合わせ、必要に応じ適切に意見を出すなど、引き続き指定都市が協力して対応していくべきものだと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、更なる地方分権改革の推進に向けた指定都市市長会のアピール（案）について御説明いたしますので、資料の1－3をご覧くださいと思います。

地方分権改革につきましては、国から地方、道府県から指定都市への事務権限の移譲など、地域の自主性を高めるための取組が地方分権改革推進本部において進められているところでございますので、次の内容をアピールするものでございます。

まず、閣議決定される予定の事務・権限の移譲等に関する見直し方針に基づき、迅速に法改正に取り組むとともに、地方分権改革の方向性を明らかにするために取りまとめることとされた今後の展望において、事務権限の更なる移譲や義務付け・枠付けの更なる見直し等を盛り込むなど、更なる地方分権改革の推進に向けた取組を進めていくこと。

次に、事務権限の移譲に当たりましては、税財源の移譲を迅速かつ確実に進めるとともに、事務権限の移譲に支障のない適切な財政措置が講じられるよう、引き続き強く求めていくこと。

特に、県費負担教職員の給与負担等の移譲については、地方交付税等の必要な財政措置について国等との調整の継続を求めていく必要があるとするものでございます。

アピールの案については、説明は以上でございます。

続きまして、本日の部会における議論につきまして、お手元の結果概要により御報告をさせていただきます。

地方分権改革推進部会における議論、進捗状況についてです。

地方分権改革については、国から地方への事務権限の移譲や第30次地方制度調査会答申で示された道府県から指定都市への事務権限の移譲など、地域の自主性を高めるための取組が積極的に進められている。

今後、閣議決定される事務・権限の移譲等に関する見直し方針や、地方分権改革の方向性を明らかにするために取りまとめることとされた今後の展望など、更なる地方分権改革の推進が喫緊の課題であるとともに、事務権限の移譲に当たっては、税財源の移譲や適切な財政措置が講じられるよう、国や各政党に対し引き続き強く求めていくことを確認いたしました。

特に、県費負担教職員の給与負担等の道府県から指定都市への移譲に関しては、国等に対し、一致団結して、地方交付税等の必要な財政措置を求めていくことを確認いたしました。

以上の議論をまとめ、更なる地方分権改革を確実に進めるため、別紙のとおりアピール（案）を取りまとめたところでございます。

説明は以上でございます。

○札幌市長 ありがとうございます。

ただいま資料1－3にございますアピール、更なる地方分権改革の推進に向けた指定都市市長会アピール（案）というものの御提案を頂戴いたしました。これにつきまして協議をさせていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

○名古屋市長 私はこの部会に所属していますので、アピール文の内容はこれでいいです。前から言っていますが、地方交付税については本当に国民の皆さんは誤解している。政令指定都市まで国の扶養団体だと思っているんです。名古屋の話になりますが、平成23年度に77億円の地方交付税をもらっているのに、77億円もらっていないながら減税するのは何事だとか、よく理解していないコメンテーターがテレビに出てきてしゃべるわけです。このアピール文の内容はこれでいいですが、今日部会では言いましたけれども、地方交付税

の名称変更を具体的に議題としてほしいです。言ってみればこれは還付金ですから。誤解されています。それが1つ。

もう1つは、交通警察の移譲を考えてはどうかと。

それからテレビについては、東京スカイツリーなど東京の名所ばかりを朝から晩まで放送している。私は「吉田類の酒場放浪記」という番組が大好きですがけれども、居酒屋は東京しかないのかと。情けないということでございます。とにかく地方のテレビ局もそうですけれども、これをどうするかと。この3つを検討の方向性はこれから考えればいいので、一度議題として明記しておいてほしい。

1つ目は、交付税の名称変更、2つ目は交通警察の移譲、それからもう1つは、テレビ、マスコミ等の異常な中央集中、この3つをちゃんと議題として明記していただきたいという提案でございます。

○札幌市長 交付税につきましてはいろいろ議論がございまして、還付金の特性を有するものだという御主張でございまして、還付されないところも、そうじゃないところもあるということもございまして、名称についてはいろいろ。ただ、国から頂戴しているという感覚はやはりおかしいんじゃないかと。誤解を生むという本質的な議論だと思いますので、この点については引き続き検討するという……。

○名古屋市長 ちゃんと議題として書いてください。

○札幌市長 これは強い要望でございますので部会のほうに。1度決着をつけないと、どうも河村市長は納得しないようでございますので。

○名古屋市長 こんなことばかりしていたら、今度また県費負担教職員の移譲に伴う地方交付税の増額で本当に国の扶養団体だと思われまます。誤解はよくない。国民も一部のテレビコメンテーターも誤解、役人も誤解、国会議員もみんな誤解しています。

○札幌市長 地方自治をするための基本的な財源だということですね。これは本来自治をするための財源として必要なものだというミニマムなスタンダードとしての資金だという認識をしっかりと明示するということは今後とも続けていくということで、何か特にこの点

について御議論、御意見があれば部会のほうで検討させていただきますので。

○名古屋市長 議題としてとにかく上げると。反対されてもいいけれども、正式に議論しないといけない。

○札幌市長 1度この点についての取りまとめを部会でしていただくということでよろしゅうございましょうか。

○名古屋市長 はい。

○札幌市長 ほかに御異論はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○札幌市長 ありがとうございます。

それから、交通警察について、これはもう大体議論の俎上にのっている話でございますね。

それと、テレビ、私も札幌にいてつくづく悔しく思うんですけども、ぜひ各自治体を扱っていただいて、中央集権といいますか、今日もたくさんのメディアの皆さん方がおいでになっておりますので、やはりどこかでこれも。この議論、僕は個人的には好きなんですよ。

どうですか、熊本。

○熊本市長 確かにそれは情報量からいいますれば東京の量がかなり膨大でありますから、やはり地方都市にいてじくじたる思いを持っているというのは私も同じではあります。が、じゃ、具体的にどうやっていくかというところとなりますと、なかなか方策が思いつかないというのが現状です。

○札幌市長 新潟市さんあたりはどうでしょうか。

○新潟市長 私はこの十数年、地方局で最も全国報道されているのが新潟ということで、ありがたいのはトキの話ぐらいで、あとはたび重なる災害、そして拉致、原発、これで大

阪以上の情報発信をいただいているんですけれども、余りにも偏ったものは困るなと思っています。そして、明るい話題が報道されない。あんたのところからは全国報道枠はいっぱいだからもう要らないよというようなことで新潟の明るい話題が非常に少ない。これは強くこの十数年思っておるところです。

○札幌市長 指名するのを失敗してしまいました。

○浜松市長 別の観点からお話しますと、これは地方においても集中しているんです。例えば、静岡だと全ての局が県庁所在地の静岡市に集中していると。僕は地方マスコミの問題だと思うのは、実はこれから道州制の議論になってきたときに、県単位でマスコミのくくりがあるとする、意外と道州制に対して地方マスコミとして危機感を持っているわけです。ある種、既得権益化しているんじゃないかと思うんですけれども、こういういろいろな問題が内在しているということをぜひ問題意識としてお含みおきいただきたいと思います。

○札幌市長 わかりました。いろいろなお立場でそれぞれ自分たちの都市イメージといいますか、あるいはさまざまな取組について多くの皆さん方に知っていただくということは非常に大事なことでありますので、また指定都市市長会として何かアピールするものがあれば、そういう議論も、市民にとっても非常にわかりやすい議論だと思いますので、いろんな場面で取組の方向を検討していただければと部会のほうでもお願いしたいと思います。

今3点、御提案がございましたけれども、いずれもそういうことで継続的に問題意識をみんなで共有しようということで頂戴させていただきたいと思います。

このアピール案でございますが、「特に」というところが我々にとって一番喫緊の課題といいますか、県費負担教職員の給与負担についての財政措置が十分なされなければいけないということで、特に述べられているということでございます。

○浜松市長 ちょっといいですか。もう1点、くどういようなんですけれども、私は本当にしっかりと国を注視していかなければいけないと思うのは、今、国の状況を見ていますと、2020年に国際公約でプライマリーバランスを黒字化すると言っているわけです。これは

100%できません。ということは、あと消費税をこれから上げられるかといったら上げられませんので、これは歳出を削っていくしかないんです。歳出を削るときはふえているところを削るんです。ふえているというのは社会保障関係費と自治体関係費しかないんです。必ず財務省はここへメスを入れてきます。ここはよほど我々が注視していかないと、何かきっかけがあると必ずそこで切ってこようとすると思いますので、国の動向はしっかりチェックしていく必要があります。

○横浜市長 道府県が試算した平成24年決算ベースの数字ですけれども、今回の県費負担教職員の給与負担で指定都市20市で所要額が約8750億円と出ています。今回、決まっている個人住民税所得割2%の移譲額が約5270億円ということですから、都市によって違いますが、指定都市20市平均の措置率は60%しかないということです。地方交付税の名称変更の話は本当にそのとおりだと思いますけれども、今鈴木市長がおっしゃったように、国に強く働きかけないと、せっかく移譲が実現しても、国も財政が厳しい中、我々指定都市も負担がまた重くなってしまいます。

今回の県費負担教職員の給与負担の移譲については、私は画期的なことだと思います。昭和31年に政令指定都市制度ができてから初めてで、私たちが勝ち取った成果です。地方交付税による補完を国が適切に行うよう、鈴木市長がおっしゃるとおり、国の動向に注意をしていきたいと思います。

それから、先ほどのメディアの問題ですが、私どもの基礎自治体の行政に関するそれぞれの都市の報道というのはほとんど全国では知られることがないと感じています。ですから、市民の皆様、イコール国民の皆様なのですが、皆様の生活に一番関係している基礎自治体の行政がどういうことをやっているのかがなかなか理解されません。私たちは広報紙はもちろん、その土地の地方局等のメディアに取り上げてもらいますが、ただ、なかなかそれも全国には届きません。私自身の選挙もそうでしたけれども、市長選の投票率が低いということも恥ずかしいんですが、私の場合は29.05%という史上最悪になってしまいました。これもやっぱりよくわからないというか、何をしているのかわからず、基礎自治体の行政の重要性が市民の皆様に理解されていないということだと思います。

ところが、実は基礎自治体の行政は本当に市民の皆様の生活に密着しており、その行政サービスを提供し、また、経済の成長をこれからも維持させていく、そのためのマネジメントは我々首長の役割です。今、横浜市では地元のケーブルテレビがかなり細かい身近な

ことをこつこつ報道してくれておりますけれども、ただ、やはり観光などの経済効果を狙うと、今、河村市長がおっしゃったように、地方にとっては不利な点があるのかもしれない。報道のあり方自体が変わらないといけないと思います。

○相模原市長 地方分権改革の中で国からの移譲の問題もありますが、我々としては、特に相模原市はそうだと思いますが、県からの移譲ですね。先ほど、交通警察の移譲の問題、特に、道路整備にあわせた信号機の設置ですとか、新たな交番の設置ですが、ほとんど神奈川県の場合は進まないです。交番はこの10年の間に1つか2つぐらいしかできていない。特に人件費の問題で、県の場合は四十数%が人件費ということです。

ですから、今回の教職員の問題もそうですが、県自身が人件費負担をなくすということを考えれば、交通警察、こういった部分は我々政令市が一番密着しているわけですから、権限を移譲していただいて、警察人件費を当然削減できるわけです。そういった身近な、本来地方に任せたほうがいい、基礎自治体に任せたほうがいいというものについては、積極的に権限移譲を進めていただくことがいいかと思っております。

そういったことで、指定都市市長会の中で、大都市制度で御研究されている中では、警察権限については要らないというようなお話もあると思いますが、私どもは、ぜひ昔の自治体警察ではありませんが、実態に即した部分については権限移譲、財源移譲を求めていくということを強くアピールしていきたいと思っております。

○新潟市長 メディアの関係ですけれども、私も一応メディア出身だったので、さっき少し言葉足らずだったと思うので補足しますと、拉致も原発も、そして災害、これも報道をきっちりいただくということは非常に大事なことで、おかげさまで拉致についても関心が継続しています。また一方で、地域FM、特に全県をカバーするFM-N I I G A T Aが、災害時にはラジオが自動的に起動して災害情報を一早く流すということもやっていたいて、非常に大きな役割を果たしていただいているだけに、更にきめ細かく、また、明るい話題も取り上げていただきたいということは非常に重要だと思います。

○札幌市長 ありがとうございます。それぞれの問題について今後の地方分権の方向性、より身近な問題をしっかり取り上げていくという方向でこれからまた整理し、議論を

集中していくということでまとめさせていただきたいと思います。

アピール文このものについては、このまま原案どおりということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○札幌市長 それでは、議題(1)につきましては提案どおり、このアピール文を採択させていただきます。ありがとうございました。

それでは次に、議題(2)でございます。大都市制度検討部会からの報告を頂戴いたします。

部会の林市長さんから御報告をお願い申し上げます。

○横浜市長 それでは、大都市制度検討部会での議論について御報告をさせていただきます。

報告は2点でございます。本日お配りいたしました大都市制度検討部会における議論など、お手元の資料に沿って御説明いたします。

左手側に置いてございます資料2、これが多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会要請(案)でございます。それから、後ほど詳しく浜松の鈴木市長からお話をいただきます資料につきましては、右手側にございます参考資料1と2、こちらで御説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますけれども、多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会要請(案)でございます。資料2ですが、本日の部会における議論と、その後の役員会での議論を踏まえた案でございます。

今回要請を行う趣旨ですが、次期地方制度調査会が来年春ごろにも設置が見込まれております。指定都市市長会が求める多様な大都市制度の実現に向けて、次期地方制度調査会においても大都市制度のあり方を諮問事項として調査・審議を継続すべきという点を主張するということでございます。国における大都市制度の議論を停滞させないためにも、この機を逃さず強く国に要請する必要があると考えます。

可能性として、この大都市制度、特別自治市ということがテーブルにのらないことも考えられます。今やっと突破口が見えておりますので、引き続き諮問に上げていただくことを要請していくということでございます。

2点目でございますけれども、この要請(案)について部会で議論したのでございます

けれども、大都市制度検討部会における議論という資料がございまして、こちらにまとめてございます。

この第30次地方制度調査会答申で特別市（仮称）制度の対象といたしまして、「大都市地域特別区設置法の対象区域と同様に人口200万人以上とするなど、一定以上の人口の指定都市を対象を限定する必要がある」とされているんですけれども、多様な大都市制度を実現していくためにも、人口200万人以上に限定する必要はないということ——これは以前から発言がございすけれども——のお話が出ておりまして、我々もそういう考えでございす。

また、二重行政の解消に当たりましては、指定都市と都道府県の協議並びに調停の場が非常に重要だということです。このペーパーには出ておりませんが、要請に当たってはこの2点を強く口頭で要請すべきだという御意見がございましたので御報告しておきます。

次に、2点目でございますが、しずおか型特別自治市につきまして、これは後ほど鈴木浜松市長からしずおか型特別自治市の意義や基本的考え方、実現に向けたプロセスなどの御報告をいただくのですが、本部会でもお話を頂戴いたしました。後ほど皆様に鈴木市長から改めてお話をしていただきたいと思います。部会での主な意見を御紹介したいと思います。しずおか型特別自治市は、警察を除く全ての事務を地方に移して、より基礎自治体の権限を強めていく考え方であり、この構想を各地で合意していければ、国に対するインパクトになるだろうと。実際にこのように1つ1つやれるところは実行していきましょうと。非常にいいことだという意見でございます。

それから、教育関係の話でございますが、中核市、特例市も教職員の人事権を持つことで、基礎自治体の首長が責任を持って教育行政を担うことができる。こうした具体的な実践モデルを提示していくことが必要であるという御意見がありました。これは今、教育委員会の問題が出ておりますけれども、この中核市、特例市は教職員の人事権も持っていないので、首長に責任を持たすなんていう議論の手前でしょうと。だから、これは指定都市も周囲の中核市、特例市と提携しながら主張していくべきではないか、こういった御意見がございました。

それから、特別自治市が基本的に道府県の全ての事務を担い、必要に応じて、警察事務などは県に負担金を出すほうがわかりやすいということです。つまり、こちらが県に対して負担金を出す。全ていただくということでこれをやっていこうということでござい

た。

それから、国の法定事務は整理しやすいけれども、今後は産業振興や農業などの任意事務を県とどう整理していくかが課題であるということです。確かにそのとおりで、産業振興などでも県と市が別々に補助金を出したり、企業誘致も別々にやったりしております、こういったものをどう整理していくかのほうが難しく、課題であるというお話が出ました。

それから、地方制度調査会の中で行われていた議論では、制度と仕組みを変えればうまくいくとされているけれども、制度を議論する際には、地域によって実情が全く異なっていて、地域自治の実態をいかに国に伝えていくかが重要である。要は、現場をあずかる首長、市長自身の実践的な取組をいかに伝えていくかが大切だといった議論がされました。

更に、都市内分権を進めていけば、区長公選は必要ないなどの御意見が出されました。

そして、まとめとして、各市では多様な大都市制度に向けた理念や方向性は既に共有されており、今後は各市が実践を重ねてベストプラクティスを国に対して示していくことが大切である。同時に、各市の間での情報交換をしながら行動していくことが重要であるということが確認されました。

最後でございますけれども、私もよく国際会議に出てありがちなんですが、理念と方向性を何度も何度も重ねて議論していったって、その場で分かれてしまうというようなことがあるんですが、最近はどうも、それぞれの国の事情は違っても、とにかくその国でできることをやって、ベストプラクティスの共有をしようといった会議が増えてきているわけです。ですから、この指定都市も本当に多様な力をお持ちの首長さんがいらして、その職員さんも本当に特別なスキルをお持ちだし、行政のプロの方がおそろいなので、実践していく、行動していく。そしてモデルケースをたくさん作って、それを1つ1つ実行していったって、課題があったら克服して、20市で情報交換しながら協力してやっていこうということだと私は再認識した次第でございます。

それでは、鈴木市長から、しずおか型特別自治市の取組について御報告をお願いいたします。

○浜松市長　それでは、お手元に参考資料1と参考資料2というのがあります。参考資料2というのは、先日、県と両政令市で合意をいたしました“しずおか型特別自治市”の制度骨子で、後ほどまたご覧いただきたいと思います。基本的には、参考資料1をご覧ください。

さい。

このスタートは、もともと私の問題意識として、特別自治市制度というのは、国に制度要望していくのと同時に、どこかで実際にやってみる、実例をつくっていくということが大事じゃないかと思っておりまして、では、1回静岡でやってみようということで、田辺さんの前の小嶋市長のときですけれども、静岡県では年に1回、県と両政令市の市長が集まってG3というのをやっています、県と両政令市から課題を持ち寄って、その課題について3者で話し合うという場があります。そこで最初に私のほうから、この“しずおか型特別自治市”について取組をやっていきましょうという御提案をいたしまして、川勝知事がそれはいいことだからぜひやろうということで、基本的なオーケーをいただきました。それからG3ごとに議論を深め、そして、事務方レベルでも実務的な詰めをしていたいただきまして、今回10月21日に知事と田辺さんと私の3者で合意をさせていただきましたのが、この内容でございます。

簡単にいいますと、3つのP H A S Eで考えていきましょうということで御提案をいたしました。1つは、現行制度下、今の都道府県の制度の中で特別自治市制度がない中でも究極どれくらい権限と財源の移譲ができるかというのをやってみましょう。これは、県から仕事に応じて交付金という形で政令市のほうにお金をもらえば、実質的に財源移譲と一緒に効果がありますので、それでまずどこまでできるかやってみましょうというのがP H A S E 1です。

特別自治市制度ができたときに県と両政令市の役割分担をどうしていくかというのがP H A S E 2です。

P H A S E 3は、道州という新しい広域自治体ができたときに、その特別自治市というのがどういう役割を果たしていくのかということが3でございます。特に今回は特別自治市制度ができたときにどういう対応をしていくかというP H A S E 2が一番重要でございますので、それについてお話をしますと、意義として3点にまとめをいたしました。

1つは、この特別自治市制度というのは、もちろん大都市問題を解決する1つの制度、方策であるというのと同時に、基礎自治体を自立させていくということ、ですから、静岡でこれをモデルとしてやることによって全国の意欲ある全ての基礎自治体に呼びかけていくということ、これが1つです。地方自治のフロンティアということでもあります。

2番目として、これは30次の地制調の答申でもありますように、大きな自治体が核となって、その周辺の広域連携を図っていくということでございます。地域連帯のフロンティ

ア、これは地制調の答申と同じ方向でございます。

3 番目、これは言わずもがなでございますが、二重行政を解消して効果的・効率的な行政体制を実現するということで、いろいろと中身が書いてあるんですが、ポイントは2点でございます。

1 点は、先ほど加山市長からも警察のお話が出ましたけれども、私は今、究極考えて、何が最後まで残るかなと思ったのは、警察行政の中でも、いわゆる治安維持だとか、あと、犯罪捜査だとか広域の部分、これは実は、県警というのはありますけれども、実質的には警視庁をトップにかなり縦構造の特殊な組織がありますのでなかなかいじれないだろうと。ただ、先ほど言ったように交通行政については、これは地方自治体に譲ってもらわなければ、どこに信号をつけるとか、どこに横断歩道を引くかなんていうのは我々が一番よくわかっているわけですから、道路交通行政は全部移譲してもらう。その他のややこしい治安維持だとか、犯罪捜査だとか、それも別に市の警察部にあげるといえばもらえばいいことなんですけれども、それを除けばほとんどのことが全部移譲できるだろうと。

基本的には、今までは、県からあれをもらいます、これももらいますですけども、今度の話は違うんです。全部もらうと。その中でできないのは何かということなんです。そうしたらほとんどないと。あるとしたら治安維持の部分だけだということであります。

したがって、この市域内の全ての地方税は特別自治市が徴収するということであり、ます。もし警察行政の一部が残れば、それについては逆に市から県に負担金という形で出していくということにするわけです。それは完全に県から自立をするということです。そうしますと、先ほどちょっと私の問題意識の中にもあったんですけども、法定受託事務のように、今は仕分けしてかなり県と市の間でやりとりしているものと別に、任意の事務、産業政策をどうするんだとか、農業政策をどうするんだとか、補助金も二重に出しているとか、そういうものを一気に解決するというところでございまして、実は一番のポイントは、このことについて県が合意したということなんです。これも全国で初めての例だと思います。

これをもし、いろいろな他の県でも県が合意してくれば、県と市でこういう合意があるんだから国は何をやっているんだということを国に言っていけるわけなんです。ぜひこういう取組をほかにも広げていきたいと思っております、そういう意味では、これは初めて県がこのことについて合意をしてきてくれたということが私は画期的だと思いますし、これはやはり川勝知事の御英断だったと感謝をしております。

田辺市長からも一言ぜひ。

○静岡市長　ただ問題は、県知事は合意してくれたんですが、これが県の職員のどれだけに浸透しているかというとまた別の次元の問題で、苦勞して政治的に合意しましたのでそういうことなんですが、実態はそうなんです。本当に浜松市長がおっしゃるとおりなんですけれども、私も2年半この立場で政令指定都市市長会で特別市の議論をやらせていただいてつくづく感じることは、やっぱり特別自治市の議論も、つまり、昭和31年度に政令指定都市の制度が例外的に国によって創設されてからここまで、20都市まで肥大化した中で、さまざまなタイプの政令指定都市が併存しての議論になっているということです。当初の5大市の立場、そして、平成の合併の中で生まれた私ども、また、このしずおか型をやっている間でも浜松市と静岡市では立ち位置が違うということも随分議論になりました。私どもみたいに県庁所在地型の政令市と、そうではないところ。

そうすると、政令指定都市のカテゴライズがかなりされているというような現況なわけです。しかし、有力な全国の20都市であることには間違いありません。数は力という部分もありますが、そこら辺の立ち位置をきちんと確認して。これは今年、北村亘先生が中公新書で「政令指定都市」という新書、非常に読みやすい本をコンパクトにまとめてくださっております。もう御一読された方は多いと思いますけれども、そういういきさつの中で、さあ、特別自治市という議論が出てきたという中で、我々静岡県の政令市は県知事を我々2人で何とか説得してここまで持ってきたんですが、ここから更に進めていくためにぜひお願いしたいし、議論をしたい。交通警察のあり方を突破口にしてもいいんですけども、少なくとも20市が共通して合意できる特別自治市とは何かという議論に進むべきだと思うんです。ミニマムとしてどういう形の特別自治市を我々はこれから、例えば同じ基礎自治体にアピールしていくのか、あるいは県、国にアピールしていくのか。それがどうも今までのいきさつの中で立ち位置が違うがゆえに、同床異夢のまま特別自治市の議論がここまで来てしまっている。

だからこそ、私が一番難渋していることが、浜松市と合意しましたといっても、静岡市の職員がリアルに特別自治市を感じていないんです。政令指定都市を目指すまでは、何となく政令指定都市、ああ、横浜市さんみたいになれるのかな、名古屋市さんみたいになれるのかなという1つの目標としての具体的なイメージが静岡市職員の中にあつたからこそ、それが推進力になってここまでやってきた。しかし、ここから政令指定都市になって

みると、いろいろ問題があるね、限界があるねということに気がついてきた中で、じゃ、特別自治市まで持っていこうといったときに、静岡市職員に特別自治市って何と言われることに対して、抽象的な説明はできるんですが、魅力ある説明ができないんです。

だから、こういうことで静岡市職員が特別自治市へ行こうという気持ちにならなければ、特別自治市なんてトップ同士でこうやって合意していても何にもならないわけなので、ああ、そうだね、地方分権の時代だから市の職員として特別自治市は魅力があるね。よし、じゃ、みんなで行こうというような形になる20市共通の特別自治市の形というものを、ひとつこれからここでの第2 P H A S Eの議論の中で、ぜひ次期会長さんにはお願いをしていきたいと思っております。

○堺市長 我々の今までのアピールの中でも、特別自治市は、選べるところは選んでいいんです。例えば、大阪府と静岡県の状況は全然違うんです。全国2番目に狭小な大阪府の中で、堺市が特別自治市を目指すことはあり得ない。広域と基礎自治体の役割分担をしっかりと、基礎自治体に特化したできるだけ権限を国からもらうという形の政令市を目指していく。だから、このアピール文の中でも多様な大都市制度の早期実現を図るためにというふうな要請をしようとしているんです。だから、特別自治市を目指すところは目指したらいいけれども、特別自治市を目指さないような指定都市があってもいいということをしかりとこの中で共通理解しなければ、20都市が全て特別自治市を目指すわけではないということは今までの確認だったと思いますので、そのあたりの確認をしかりやりたいと思います。

○札幌市長 この意見については、私も多分議論の流れとしては、多様性というところで共通認識の中でこれまでもアピールを出してきたと思いますので、この浜松市と静岡市、そして県知事と合意をされたという経過、努力はすばらしいと思いますけれども、今そこでもちょっと議論がありそうなのところが、やはり1つの歴史的な一定での限界を持った議論でもあると思いますので、ここを、先ほど加山市長さんから、交通警察については横断歩道を1本つくるのに何で俺のところできないのかという議論というのは本当に大事な視点だと思います。ここはどの市だって共通のものとして理解していると思いますので、そこはこれからずっと多様なところの中の共通項として持っておくことはできると思いますが、大きな包みとして特別自治市云々が1つの最高の理念ということに

はなかなかならないというのは、特に20市になって、そういう議論ではないかと思います。

○浜松市長 1つ確認をさせていただきたいのは、基礎自治体として、まず道州制というのが前提にあって、新しい広域行政体をつくっていかうと。その中で、基本的な行政サービスは基礎自治体が受けるためには、基礎自治体が自立意識を持ってやっていかなければいけない。だから、特別自治市の制度設計をどうするかとかいうことは別として、そうした基礎自治体としての覚悟みたいなものは、そこは共通認識として持っていただかないと、それも、いや、やっぱり今の都道府県と市町村の関係の中でいくんだということであるのか、そうじゃないのかという、私は、その共通認識だけは確認をしておく必要があるんじゃないかと思うんです。

○札幌市長 それぞれ地域においての最大の都市が集まっているわけでありますので、その地域連携の中におけるどういう地位を占めるのかということと、オールジャパンとしての政令市の役割というようなこともいろいろあるかというふうに思いますが、ぜひ1つの試みということで、静岡県のしずおか型特別自治市実現のプロセスを3段階に分けて考えていただいたということを参考にさせていただくということで、この場をおさめさせていただきたいと思います。

その上で、先ほど御提案がございました資料2の多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会要請（案）でございますが、これについて御検討をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○堺市長 先ほど部会で議論したものとちょっと違いまして、第2パラグラフの下の部分、最後の部分、「大都市が抱える諸課題を解決するためには、道州制も視野に入れた」というのが追加されておりますけれども、多様な大都市制度の早期実現と道州制は時間軸が私は異なると思います。そして、この道州制が急にここに入ってくるのは唐突感が否めません。別途道州制については、我々はそういう方向に進むべきというのは全部確認はしていると思いますけれども、この中に入れるのはおかしいと思います。

○札幌市長 いかがでしょうか、部会長さん。

○横浜市長 これは、実は今までのアピールの中にはこれを入れてずっとやってまいりましたので、文章の出し方の問題かと思います。今回も引き続き道州制の文言を入れさせていただいておりますけれども、いかがでしょうか。

○堺市長 パラグラフの流れとしまして、第2パラグラフは事実関係をしっかりと述べているところでございます。その末尾に制度を整備することが必要であるというふうなことが入っているのは文章としてもおかしい。そして、それは最後のところに、「ついては、多様な」ところで、ここで全部読み込めるというふうに私は思いますので、これは事実関係を第2パラグラフで言っている部分であるのに、ここにあるのは唐突感と違和感があると思います。

○札幌市長 ちょっと時間軸が違うというのは御指摘のとおりかというふうに思いますが、そこら辺についての御意見はいかがですか。取っても、最後のところで展望しているということがわかるという趣旨かとは思いますが、部会長さんがおっしゃるように、今まで言っていたのにここと言わないことのほうがちょっとどうなのかというふうな御議論もありますが、ここら辺はいかがいたしましょうか。

○横浜市長 指定都市の中でも道州制推進ということの手を挙げている市長さんも多い中で、知事たちとも話をしておりますけれども、竹山市長、この文章をこれまで入れてきたということにおいて、いきなり外しますと、今までの流れと変わってしまうのかなと、かえって浮き出してしまうのではないかという心配もあって書いたんですが、いかがでしょうか。

○堺市長 先ほど部会の議論の中でこの議論がなかったものですから、急に飛び出してきたように思うんですが、部会でこの議論をされているんでしたら、それはそれで理屈が合うんですけれども、急に道州制の議論が——これは前回あったんですか。7月にあったんですか。7月にもなかったでしょう。7月のアピール文には道州制の議論がありましたか。

○札幌市長 入っているんです。

○横浜市長 入っています。

○札幌市長 それで急になくなると、おっしゃるところはわかるんですけども、いかがかということにつけ加えるということになったんですね。

○堺市長 私は文章的におかしいと思いますね。

○京都市副市長 代理で来ておりますのに、発言しますが、今、堺市長が違和感ということでおっしゃるんでしたら、一番最後のフレーズの「ついては、道州制も視野に入れた多様な大都市制度」というところで入れていただくんでしたら文がつながるように今感じましたので、発言させていただきました。

○名古屋市長 そうであるなら名古屋も入れていただきたい。新潟の前後、どちらでもいいので。名古屋も尾張名古屋共和国とか、今いろいろやっておりますので、新潟、名古屋と入れておいてください。

○札幌市長 名前だけでいいですね。

○名古屋市長 名前だけでいいです。

○札幌市長 「新潟、名古屋なども」と。

○名古屋市長 そう、それでいいです。

○札幌市長 広島市長さん、いつも修文していただきますので、最終的な御決断をいただきたいんですが。

○広島市長 この文章に関しては、今、京都市の副市長さんが言われたような処理で、後

ろのパラに落として、もう少し堺市長さんの言われたようなニュアンスでできれば、一応おさまる。名古屋も含めて、新潟の前か後に「名古屋、新潟なども」とすればおさまるんじゃないでしょうか。

○名古屋市長 取組は行っています。

○札幌市長 部会長さん、それでよろしゅうございましょうか。

○横浜市長 結構です。ありがとうございます。

○札幌市長 それでは、広島市長さんの決裁もありましたところで、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

○熊本市長 一言発言させていただきたいと思います。この案文については、このままでも結構ですし、今の修正でも構いません。

今いろいろ意見が出てまいりまして、この大都市制度につきましては、もう1年半以上前、熊本で開催していただきましたときにもいろいろ議論になりました。本日のしずおか型特別自治市もそうですし、新潟州構想もその1つでありましょうし、また名古屋の話もございました。私ども九州でも、北九州市長さんも含めて3政令市で、九州の中での大都市制度のあり方というのをそれぞれ研究してきたということはございます。確かに、私どもを含めて70万を少し超えた政令市で、そして農村部でありますとか、人口が減ってきている、高齢化がかなり進んでいるようなところも抱えている政令市もありますれば、そうでない都市もあると。

そういう意味におきましては、多様なというのが頭につくのは、これは今の現状から考えてやむを得ないところもあるかというふうに思いますが、ただ、私はやはり制度として、これだけ大都市制度がいろいろ出てまいりました中で、やはりその中でも共通する部分があると思うんですね。その中でやはり一本化といいますか、もちろんその中には選択というものも入ってくるんでしょうが、大都市制度、制度というのであれば、そしてこの指定都市市長会で議論するのであれば、やはりその一本化というものを目指していくべきなのではないか。そうそう簡単に結論が出る話ではないとは思いますが、やはり

そこはこのまま、多様なままでいってしまっているのかどうかというところはずっと感じながら、私も発言をしましたし、議論も聞かせていただいているところでもありまして、ぜひ一本化といいますか、共通する部分は何なのか、そして指定都市としてやはり求めていく。そうでなければ、やはり国に対する、先ほどメディアの話も出ました。アピールのことにもつながるんだろうと思いますが、指定都市市長会としての存在感という意味におきましても、やはりこのまま多様なというままでずっといくのはいかなものかなという思いを持っておりますので、大変僭越ではございますが、発言をさせていただきました。

○静岡市長 時間がないところで申しわけないんですけれども、私も熊本市の御意見に御賛同させていただきます。私が先ほど申し上げたしずおか型をやっている中でも議論があったのはそのところでありまして、「多様な」はいいんですが、そこにある芯のような部分をきちっと共通化した輪郭を見せていかないと、これは外にアピールをしているときに弱い。僕は特別自治市というネーミングにこだわる必要は全くないと思うんですね。もともとこれは、憲法に幻で終わった特別市というものが府県とのいろいろなあつれきの中でできなかったというところからあるので、特別市制度、現代的特別自治市という形で誕生したというふうに理解をしていますので、政令指定都市の次なる名称がどうなるかは別にしても、大都市制度としての多様な——今はこれは生き物でありますので、新潟もやっている、名古屋もやっている、大阪都構想もあったと。しかし、それが単発で出てきても、やっぱりブームで終わってしまいますよね。ですので、そうではなくて、我々は着々ときちっと組み立てをしていったというこの3年の蓄積にも自信を持って、何かこの多様な中でも、芯のような一本化ができるような形というものをきちっと議論するべきときじゃないかなというような気持ちです。

○相模原市長 今の多様化の問題ですとか、道州制の問題ですとか、いろいろ議論はあると思います。ただ、遅々として進まない。ですから、今回浜松市と静岡市が提案されて、知事とも調整されて、しずおか型特別自治市の提案、これを私は評価すべきだと思うんです。いろんな構想がありますが、どこも進んでいないわけですね。実態的にどんどん知事ともやってきたという中では、この結果を基に一步踏み出していく。その結果、どういう方向性があるのかということがきつと見えてくると思うんですね。そうしますと、道州制ですとか、こういう大都市制度がいいんだと。こういうものが、方向が見えていく中で決

まってくるということがあると思いますので、指定都市市長会では、ぜひ静岡のやっていることを検証しながらといいたいでしょうか、応援していく。その中で方向をしっかり決めていくということがあるのではないかなと。そういった慎重な対応をしながらやっていくということも大事だと思っているんですね。

それで、静岡の中でも多少ニュアンスが違うお話もありましたけれども、実際に権限を静岡県から移譲するといっても、さっきおっしゃった問題は、職員の問題ですよ。職を失う、既得権益を失うということの実態を、それを黙って放棄するなんていうことはあり得ないわけですから、そういった芯の部分をぜひ追求していただいて、モデルで進めていただければというふうに思っています。

○浜松市長　そこは、結局我々も覚悟を決めてやるので、余剰の職員は全部市が引き受けると。退職不補充でいけば、10年ぐらいで調整がつかますから……。

○相模原市長　ですから、そういったところを具体的に進めていただければと思います。

○札幌市長　どうもありがとうございました。非常に有益なお話だと。先ほど鈴木市長が言われたように、何ができないのかというふうな発想から、もう1回いろんな事務を点検してみるというような発想を持つのは非常に重要だと思いますので、本当にこの……。

○新潟市長　新潟は実践という面では静岡より先に行っているというふうに自負しています。県庁所在都市というタイプの市が目指す大都市制度を検討し、しかも新潟県が納得しつつ具体的な6つのテーマについて、新しい方向を打ち出せた。そしてまた、新しい2つのテーマに取り組んでいる。しずおか型もどんどんやってもらいたいですし、新潟州もぜひ皆様に参考にしていただいて、どういうところで県庁所在都市、しかも後発型の政令市の新潟が難渋しているか、そして新潟県がどこの辺で対応不能になるかというあたりもぜひ先例として見ていただければと思います。

○札幌市長　たくさんの試みが出てきておりますので、それぞれテキストになるというふうに思いますので、自らの問題として今後も検討していくということを確認させていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、先ほども確認させていただきましたけれども、資料2でお示ししている文、先ほどの修正、再修正がございました。そのとおり要請をさせていただくということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○札幌市長 ありがとうございます。それでは、これは部会長のほうで要請行動のほうは一任させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○横浜市長 はい、ありがとうございます。

○札幌市長 それでは、次に、議題(3)でございます。市民生活・都市活力部会からの報告・提案事項について、これは部会長を私がやっていますので、私から説明をさせていただきます。

資料3-4のアピールを提出させていただきたいということで御提案をするところでございます。

御案内のとおり、さきの国会におきまして、生活保護法の一部を改正する法律と生活困窮者自立支援法の2つの法律が12月6日に成立をいたしました。生活保護制度の見直しにつきましてはまだ課題が残っておりますけれども、これら2つの法律には、我々指定都市の提案というものが取り入れられておりまして、生活保護の適正化や生活困窮者への自立支援を進めていく上で大きな一歩であり、これまでの当会の活動の成果ということが言えるというふうに思います。

資料の順に沿って、2つの法律の内容、課題、アピール案について御説明させていただきます。

初めに、資料3-1をご覧ください。このカラー刷りのものでございます。生活困窮者自立支援法と生活保護法改正の概要でございます。法律の内容は、6月に1度廃案となったときからほとんど変わっておりません。

1の生活困窮者自立支援法につきましては、上から順に必須事業として、自立相談支援と住居確保給付金の2つ、任意事業といたしまして、就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、学習援助その他自立促進事業の4つの事業が法定されました。事業の内容、国の補助負担率につきましては、資料でお示したとおりでございます。また、施行期日は平成27年4月1日となっております。生活困窮者自立支援法につきまして補足いたします

と、法の執行に向けて制度の具体化の検討や実施体制整備のため、今年度から来年度までの間、希望する自治体においてモデル事業が実施されます。

2の生活保護法の改正につきましては、1、就労による自立の促進、2、健康・生活面等に着目した支援、3、不正・不適正受給対策の強化等、4、医療扶助の適正化というのが法定をされました。施行期日は26年7月1日ですが、この※印がついているもの、2の健康・生活面に関する受給者の責務と、4の2つ目の後発医薬品の使用促進につきましては、平成26年1月1日に、来年すぐ施行されます。そのほか、5月の第183回国会への政府提案からの修正点といたしましては、保護申請に係る取り扱いは現行と変わらないということを確認したということ、それから、施行期日の3カ月、法の成立が遅れましたので、後ろ倒しになったということでございます。

次に、資料3-2をご覧ください。生活保護制度の見直しの状況でございます。生活保護に関する国と地方の協議、中間取りまとめの主な項目につきまして、実現したものと実現していないものに分類いたしました。当時、実現していないものとした項目のうち、点線でこの囲んだ部分、この項目につきましては、12月6日の2法の成立により、実現をいたしました。しかしながら、白抜きで十分な検討が行われていないものとしてお示しをいたしました医療費の一部自己負担、生活保護費の全額国庫負担、年金制度と整合する生活保護制度などにつきましては、指定都市にとって重要な課題であるにもかかわらず、十分な検討が行われないために、国において確実に検討を進めるべきというふうに考えているものでございます。

次に、資料3-3をご覧ください。緑色のものでございます。補助金削減問題であります。補助金削減問題というのは、今年9月に厚生労働省がセーフティーネット支援対策等事業費補助金について、一部事業の3割を削減するという事務連絡を発出したしましたが、地方自治体などの批判によりまして、補助金削減を撤回したという問題でございます。セーフティーネット支援対策等事業費補助金につきましては、点線の中に説明があります。生活保護受給世帯などに対する自立支援プログラムの策定などを実施するための補助金でありまして、就労支援や学習支援のほか、生活困窮者支援のモデル事業もこの補助金によって実施をしてきたものでございます。細かな経過につきましては省略いたしますが、結果的に今年度の事業実施は担保されたものの、生活困窮者自立支援法における任意事業については、国の予算の範囲内での補助でございまして、今後の生活保護受給者、生活困窮者への自立支援事業の実施に向けて、大変懸念が残るというふうに思わせる事案で

あったと言えます。

最後に、資料３－４でございます。アピール文でございます。生活保護法の一部を改正する法律及び生活困窮者自立支援法に関する指定都市市長会アピール（案）について説明をさせていただきます。本文は３つの部分から成っております。これらの法案は、これまで指定都市市長会が政策提言を行ってきたものでありまして、その成立は指定都市にとって、生活保護の適正実施、あるいは生活保護受給者及び生活保護に至る前の段階の生活困窮者への自立支援を進める上で大きな一歩であるという評価をする意見を表明させていただいております。

次に、第２フレーズであります。生活保護制度の抜本的改革については、生活保護費の全額国庫負担など、指定都市にとっての重要課題であるにもかかわらず、十分な検討がなされていない事項が残っていることを指摘いたしまして、国はこれらの重要事項について、結論を先送りすることなく、確実に検討を進めるべきであると。また、これら２つの法律の制度の具体化に当たりましては、指定都市の意見を十分に反映すべきであるというふうに結んでおります。

最後に、指定都市が生活保護の適正実施や、あるいは生活保護受給者及び生活保護に至る前の段階の生活困窮者への自立支援ということを実効的かつ持続的に実施していくためには、国は責任を持って予算を確保しなければならないということをアピール文としてさせていただいているところでございます。

これらの執行につきまして、午前中、部会で検討をいたしましたけれども、生活困窮者に対して、これまでの前倒しで取り上げてまいりましたハローワークとの一体的な実施が非常に効果を上げているという事実を指摘し、新法の成立に向けて、来年度以降もしっかり拡充をしていきたいという意見表明が部会で出されたところでございます。また、生活保護法の改正は評価ができるけれども、根本的な解決には至っていないと。具体的には高齢者、医療費、貧困ビジネスの問題について、引き続きアピールしていく必要があるという意見。更には、補助金削減問題というのは、政面について国の不安定な面がかいま見えた。財源は事業を実施する上で一番重要な部分なので、市長会として引き続き意見を言っていかなければならないと。このような意見が交わされたところでありまして、これらを踏まえまして、このアピール、市長全体会議で御議論をしていただきたいというのが部会での報告、議論の経過でございます。

この資料３－４につきまして、皆様方から御意見を頂戴したいと思いますので、よろし

くお願い申し上げます。いかがでございましょうか。

一定程度の評価をしつつ、財政面での、先ほど浜松市長からも、生活保護法、福祉予算等についての削減は常に注意をしていなきやならないというふうな御発言もございました。だから、そういう意味におきまして、第3フレーズ等については、しっかり今後とも主張していかなければならないという趣旨を述べているところでございます。

御意見がなければ、このとおりでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○札幌市長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

議題の(4)でございます。経済・雇用部会からの報告・提案事項について、部会長の松井広島市長さんから御説明をいただきたいと思います。

○広島市長 それでは、本日の経済・雇用部会での議論について御報告をいたします。

本部会では、取組テーマであります医療・介護・健康関連産業の振興と人材確保・育成について及び指定都市への公共職業安定所業務の移管についての2つを議題としております。

お手元に経済・雇用部会における議論という1枚物のペーパー、これは今日あった議論とともに会議資料、左側に資料4-2、資料4-4、それから右手のほうに資料4-1、資料4-3と、左右に分かれておりますけれども、これをご覧いただきたいと思います。本日の各取組テーマ、これは2年間にわたる議論の成果ということで報告案と、それから国への提案書というものに整理するための議論を行いました。

まず、議題の医療・介護・健康関連産業の振興と人材確保・育成についてでありますけれども、資料右手のほうにあります報告書、資料4-1をご覧いただければと思います。ポイントを説明いたします。この本報告書のねらい、1ページを開いていただくと1段目にあります。今後、成長が期待される医療・介護・健康関連産業分野の振興に向けて、指定都市には、地域の企業が取り組む新たな機器・サービスの開発・事業化を支援していくことが求められております。本報告書では、各指定都市の参考とするために、理想的な支援成功モデルを提示するとともに、部会構成都市間において、試行的に取り組んだ指定都市間の連携による販路開拓支援の事例を紹介しております。そして、理想的な支援成功モデルの実現に向けて、国において取り組むべき事項も整理し、それを国に対して提案する

ということにしております。

2 ページをご覧ください。第2章の「理想的な支援成功モデル」であります。指定都市における新たな機器・サービスの開発に係る取組について、都市の状況に応じて3類型に整理するとともに、地域企業が行う新商品開発の事業の流れを8段階に分けまして、その段階ごとに指定都市における支援制度の現状と課題の整理をいたしております。そして、課題解決支援手法を加えまして、理想的な支援成功モデルを作成いたしました。

7 ページにその理想的な支援成功モデルを提示しておりますので、今後の参考にといいことで活用していただければと思います。

9 ページをお願いします。指定都市間の連携による取組であります。第2章で取り上げました課題の解決手法といたしまして、指定都市間の連携による手法が考えられますが、ここではまず、販路開拓の解決手法につきまして、部会構成都市間におきまして試行的に取り組んだ事例を紹介しております。取組の内容は、指定都市の企業による医療・介護・健康関連分野の新商品等について、他の指定都市の販路開拓先に情報提供を行って販路開拓につなげるというものであります。

11ページの試行結果にありますように、現在は各事例とも、紹介企業が各指定都市の仲介を経て販路開拓先への販促活動を行っている段階でありまして、いまだ商談成立には至っておりませんが、参加した企業等からは、単独では難しい全国への販路開拓の可能性が開けたと。全国の優良商品への仲介が得られたといった意見があります。今後、各指定都市の取組の参考としていただければと思います。

次に、11ページの下段、下のほうをご覧ください。今後の検討課題として整理いたしましたものですが、指定都市間連携によるコーディネーターの活用であります。理想的な支援成功モデルにおいては、コーディネーターは極めて大きい役割が期待されます。現状では、ニーズ発掘から事業化という全体を通じて支援できるコーディネーターという方はおりません。不足しております。そこで、本部会では、指定都市間で相互にコーディネーターを活用してはどうかという提案がありました。具体的には、先ほど紹介いたしました試行的に実施した指定都市間の連携によりまして、販路開拓の取組などを通じてコーディネーターの相互活用を行う。そして連携をする。そして販路開拓以外の段階において連携にもつなげていくということが望ましいと考えられます。更には、コーディネーター育成の取組についても、指定都市が連携することによりまして、効果的、効率的に進めることが期待できます。将来的には、各都市のコーディネーター同士の連携を指導できるよ

うな人材育成等に取り組むことが望ましいと考えられます。

次に、国への提案書について、資料４－２をご覧ください。左側のほうにあるものです。先ほどの資料４－１で報告した中で、理想的な支援成功モデルとか、指定都市間の連携による取組など、各指定都市の支援だけでは限界があるということから、国において取り組むべき事項について提案しております。

まず、薬事戦略相談についてであります。独立行政法人の医薬品医療機器総合機構の薬事法にかかわる薬事戦略相談につきまして、相談者からの相談に対しましてタイムリーに対応できるように体制整備してほしいとか、あるいは出張相談等の対応、こういった指導、支援を充実してもらうようにということを言っております。

次に、医療関連開発経費についてでありますけれども、これは日本版のNIH、ナショナル・インスティテューツ・オブ・ヘルス、独立行政法人の日本医療研究開発機構における研究開発予算を十分に確保するということと、配分に当たっては、既存の大企業プロジェクト中心になりがちなわけでありまして、これを技術力を持っている中小企業にもしっかりと配慮してやっていただきたいというようなことを提案しております。

次に、医工連携コーディネート人材についての提案であります。日本版のNIH独立行政法人日本医療研究開発機構におきまして、究開発プロジェクトを支援する医工連携コーディネート機能の連携体制が全国に構築されることになっておりますけれども、あわせて地域単位での医工連携コーディネーターの育成等にかかわる支援、これも充実させるように提案いたしております。

これらに対する主な御意見といたしましては、この左側にあります、今日の議論の概要にあります医療・介護・健康関連産業の分野の新たな機器・サービスの開発において、全体を通じて支援可能なコーディネーターの役割というのが重要であると。指定都市間の連携を図りながら、今後、育成に取り組んでいく必要があるという御意見。それから、部会都市間の連携による販路開拓の試行につきましては、全指定都市にも拡大するというふうにしていくことで、より効果的なものになるのではないかと考えられる。今後も引き続き、指定都市市長会で継続して取り組んでいただくようにできないかというようなことであります。そして、指定都市間連携による販路開拓については、持続可能となるよう、開発企業と販路先とをつなぐ交流会であるとか、見本市、こういったものを指定都市間で連携して取り組んでいくと。継続は力なり、そういうことをやる必要があるという御意見であります。医療・介護・健康関連産業に対する支援は、地方が各論展開していく上で指定

都市の役割は大変重要であります。現場の第一線に立って企業支援をしていくスタッフを育てていくことが必要であるなどがありました。

報告書と国への提案書については原案どおり承認されました。

この議論は、私はずっと今までの議論を聞いていく中で、地域が、これから主体的な基礎自治体がいろいろな取組をしていくというときに、地域ごとの収入確保ということはやっぱり要ると思うんですね。そうすると、こういった今後、人に関するいろんな産業、医療・介護・健康関連産業、それが地域ごとにしっかり育って、収益を上げて、それが税財源につながるというふうなことが必要だと思っております、それを理屈を超えて早く具体的な取組を今からやっておかないと間に合わないんですね。机上の空論はもう終わります。具体的な取組を各政令指定都市がまじめにやるということが私は急がれていると思いますし、これを継続していくということが今何よりも大事なかなというふうに思いました。

続いて、議題の2、指定都市への公共職業安定所業務の移管について、お手元の資料4-3をご覧ください。まず、本報告書のねらいは、やはり1ページの4段目にあります。国は権限移譲につきまして、どちらかというと、雇用保険の管理であるとか、全国一斉の雇用対策等、これをやらなければならないという立場でこれができなくなるということで反対しております。しかし、ハローワークが住民に就業機会を提供して、地域の産業に必要な労働力を確保する機関として、地方自治体としての連携のもと、その重要な役割を果たすことは否定できません。国が行うべき業務と指定都市が行うべき業務の棲み分けということがもし整うならば、権限移譲ということはなし得るものだというふうに認識しております。本報告書は、こうした認識に立って、ハローワーク業務にかかわる権限移譲の実を上げるための議論を加速するための提案を行うとともに、現行法令の枠内で住民に対する就労支援の充実強化を図る。そして一体的実施というものが最終的には権限移譲に確実につながるようにするための具体的な提案を行うということで作成したものであります。

次に、一体的実施の成果、これは2ページ目でありますけれども、今年平成25年8月末、現在全ての指定都市で一体的実施に向けて取り組んでおまして、利用者の数は、累計は約3万、そのうち約1万3000人が就職するなどの一体的実施の成果、これを着実に上げてきております。さりながら、一体的実施には課題もあります。現行の枠組みの中で運用改善等により対応できるものと、現行の枠組みでは対応できないものを分けて整理いたしました。このうち、まず現行の枠組みでは対応できない課題についての対応は、6ページの真ん中あたりにありますけれども、これは権限移譲により解決するという手法もあり

ますけれども、それに要する時間、すなわち法改正等、国会議員を巻き込んでの対応というのはなかなか時間がかかります。そうするならば、現行法令の枠内で課題解消を図りながら、一刻でも早急に住民に対する就労支援の充実を図るということが必要と考えました。このために、権限移譲の実を上げるまでの当分の措置といたしまして、一体的実施として実施しているハローワークの職業紹介、職業相談につきまして、希望する指定都市が受託する、例えば一元の実施というふうな言い方で物事を進めてはどうかということを提案しております。この一元の実施に取り組むことによって、住民に対する就労支援の充実強化が図られるだけではなくて、指定都市において国の業務に関する理解、これが深まります。雇用に関して、国と指定都市が連携した取組にかかわる課題検証をより進化させられます。職業紹介、職業相談業務に関するノウハウは、これはまず基礎自治体に蓄積され、将来の権限移譲に備えることも可能になるというふうに思います。

8 ページから 9 ページにかけましては、権限移譲の実を上げるための課題として、移譲のときの財源の確保、そして移譲を受けるべき業務の範囲の検討等は必要であるということを整理しております。

資料 4-4 を見てください。国への提案書については、まず国と指定都市の協議の場を設定することです。国が提案したアクションプランの枠組みの中で指定都市が主体的に行ってきた実践的な取組の成果と課題を国、指定都市双方の視点で検証して、更なる成果を達成できるようにするとともに、ハローワークの業務を精査した上で、国と指定都市の具体的な業務分担や相互の関係について合意を形成するため、国と指定都市の協議の場を設定するように提案しております。

次に、一体的実施の課題解消、解決についてでありますけれども、現行法令の枠内で一刻も早く、早急にということですが、住民に対する就労支援の充実強化を図るためには、権限移譲の実を上げるまでの当分の措置が要るだろうということで 2 点を提案しました。1 点目、現行の枠組みの中で運用改善等により対応できる課題を解消するよう提案します。特に一体的実施では実施されない職業訓練の受講、これは個々人の能力アップであります。あつせん、雇用保険の認定、給付等の業務、これは希望する指定都市において早急に実施できるように提案しております。2 点目、一元の実施でありますけれども、現行の一体的実施の枠組みでは対応できない課題解消のため、先ほど申し上げたような希望する指定都市において早急に実現するように提案しました。

これらに対する主な御意見といたしましては、1 枚物、やはり左手にあります。一体的

実施というのは高い成果を上げており、福祉サービス、これは基礎自治体が直接提供しております。そういった意味で、進んでいくべき道であると。そして、今後も経験値、要するに実践することで経験を重ねることをしながら、権限移譲に向けた取組を進める。実践的対応です。一体的実施の対象者を段階的に拡充するとともに、職業訓練施設を持っている強みを生かした、地方自治体でも職業訓練施設を持っているところがありますので、それをしっかりやりたいということでもあります。国と指定都市が信頼関係を維持しながら連携して就労支援に取り組んでいくとともに、より効果的な支援ができるよう、両方で協議する場を設置していく必要があるなどでありました。

報告書と国の提案書については原案どおり承認されました。こういった対応であります。

先ほど来の都市のあり方ですけれども、私自身は、実は広島県と我が市におきまして、両氏で協定といいますか、知事さんと協定を結びまして、いろんな議論がありますけれども、まずやれることからやろうというようなことをやらせていただいております。昨今は、市営住宅と公営住宅、これの管理の一元化ということで、県営住宅を2年がかりで市に下さいということのをさきに提言し、これを今職員に実践させております。先ほど言った組織論もあります。権限もあります。近隣市町をどうするんだというふうな、いわば政令指定都市と同じような仕事をする。それ以外の市町村と県がどういう関係になるかということも整理しながらやらないと、我が政令指定都市さえよければいいということを国にぶつけると、国は全体バランスをとらなきゃなりません。そういう意味では、政令指定都市以外における権限の整理なども視野に置かないと、職員としてもなかなか具体化できないというふうに思います。

いずれにしても、今ここで行われている議論について、自分たちのところでできるところから、いわば二重行政解消のような具体的課題を掲げて取り組んでいくということが、遠回りのようですけれども、一番近い真なる地方分権の道じゃないかなと私自身は考えております。

以上であります。

○札幌市長　ありがとうございました。示唆に満ちたお話を頂戴しました。大変実態に基づいて、経験値を積み重ねて、今回このような2つの提案をするという御提案でございますので、医療・介護、人材確保・育成に向けた提案、それからハローワーク業務の移管に

向けた提案、この2つについて、今の説明に御質問なり、あるいは御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

4－2につきましては、本当にごもっともということばかりだというふうに思いますので、特に御議論はよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○札幌市長 ありがとうございます。それでは、4－2の医療・介護・健康関連産業の振興と人材確保・育成に向けた提案、これにつきましては、原案どおり決定をさせていただきます。ありがとうございます。

次いで、ハローワークの業務移管に向けた提案でございますが、各都市で実践を重ねて、それぞれ今表にもお示しいただきましたけれども、相当な積み重ねと成果が上がっているということでございます。一体的実施、それを権限移譲に移行させるまでの間、どつと積み重ねていくよというその過程で、国との協議の場をしっかりと積み重ねていくという提案でございます。いかがでございましょうか。

○横浜市長 今回のこの報告書には感銘いたしました。

ハローワークについては、松井市長がおっしゃったとおり、一体的実施による成果が出ております。横浜市も御相談に来られた方の約半数は就職されております。一元実施を早期に実施していくということを強く要請していただきたいと思います。

○札幌市長 特につけ加えるとか、ここを少し変えたほうがいいというふうな御意見はございませんか。

なければ、原案どおり承認するというところでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○札幌市長 ありがとうございます。御苦労さまでございました。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、議題(5)でございます。災害復興部会からの報告でございます。部会長の奥山仙台市長さん、よろしくお願いいたします。

○仙台市長 それでは、私から報告をさせていただきたいと思いますが、発言の機会の冒頭をいただきまして、私から御礼をまず申し上げさせていただきたいと思ってござ

います。

まず、東日本大震災の発災以来、今年度末で3年ということでもありますけれども、この間、長期にわたりまして、政令指定都市各市から本市の復旧・復興業務につきまして、職員の方を多数継続的に御派遣をいただきました。本当にありがとうございました。おかげさまで瓦れきの処理が一定程度今年度で完了いたしますことや、また宅地復旧、また災害公営住宅の建設などの発注事業も、大変膨大でございましたが、ほぼ発注が今年度で終わるというようなことがございまして、来年度以降は、まずもって、本市職員の中において人材をやりくりして業務に当たりたいというふうに思っておりますので、この3年間の職員派遣について、本当に心から感謝を申し上げるところでございます。

そしてまた、引き続きで大変恐縮ではございますが、宮城県は被災地が多い中で、仙台市はそういうことで職員数も多いということでこのようなところまでこぎつけましたが、まだまだこれからが復興事業の本番というような自治体がほとんどでございます。土地区画整理事業、再開発事業、なれない事業がたくさんありまして、難渋している市町村も多いでございますので、追ってまた、宮城県、また各市町からも具体的に御依頼もあるかと思いますが、どうぞそうした被災地の実情を御賢察いただきまして、可能な限り職員の御派遣を仙台市以外の部分でまた継続いただければ、大変厚かましいことでございますけれども、ありがたいということを申し述べさせていただく次第でございます。本当にありがとうございました。

それでは、災害復興部会のほうについて御報告をさせていただきます。

まず、部会における議論につきまして、お手元の災害復興部会における議論のペーパーのとおりでございます。まず1点目の議題でございます。広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画についてでございます。これは資料5－1、左側でございますけれども、行動計画の案を取りまとめましたので、簡単に御説明をさせていただきます。

平成23年10月の市長会議におきまして、広域大規模災害時における指定都市市長会の確認事項、これを決めまして、大規模災害時に指定都市市長会として被災地の支援に当たっていくこととしておりました。その行動計画はそのための手続などを定めるものということでございます。前回の市長会議で部会の案を提出させていただいたところでございましたが、その後、各市などから積極的な御意見をいただきまして、それを踏まえ、修正したものが資料5－1でございます。

資料の概要は、右側のほうにお手元資料5－2がございますので、これを使いまして、

ごく簡単に御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、資料5-2の1ページをご覧くださいと思います。我々指定都市は、早期の支援活動を行う力がありますし、またそのことを期待されてもおります。そうした認識を踏まえまして、発災の直後から機動的に情報の収集を行いまして、被災地へのいわゆる対口支援といったような形での支援を行っていくというイメージをあらわしたものでございます。

2ページをご覧くださいと思います。震度6弱以上の地震などの災害が生じたときには、会長が行動計画の適用を判断することとしておりまして、その場合は速やかに中央連絡本部と現地支援本部を設置し、先遣隊を派遣するという流れになっております。

その次の3ページと4ページはその具体の流れをより詳細に記載したものでございます。

5ページは、支援隊派遣都市の追加イメージでございまして、被害の状況に応じまして中央連絡本部長の判断で追加をしていくという形を考えております。

6ページでございます。これは現地支援本部を立ち上げた後の対口支援につなげていくまでの流れについてでございます。

7ページでございます。復旧・復興期への移行をイメージしているものでございます。状況の変化から復旧・復興期への移行が必要と考えられますときには、中央連絡本部長が支援グループの形成等の方針を決定し、関係機関等へ通知をいたします。

8ページでございます。中央、現地の両本部の解散のイメージでございます。情報収集や現地での連絡調整の機会がある程度なくなりましたときには、現地支援本部から中央連絡本部に解散を申し出、中央連絡本部長が解散を決定するという流れでございます。

9ページは、会長市等が被災をし、想定している役割を果たすことが難しくなった場合などの対応についてまとめたものでございます。

10ページでございます。費用負担の考え方についてでございます。法令等によることを原則といたしまして、個別支援の費用負担につきましては、被災市区町村の負担を原則に個別協議で決定することとしております。

11ページでございます。公務災害補償など、行動計画に基づく活動中に事故等が生じたときの負担の考え方でございます。

大変駆け足で恐縮ですが、以上が行動計画案の主な内容でございます。

また、実際のこの計画の施行期日でございますけれども、各都市での体制を整える期間

などを考慮いたしまして、年度の区切りであります平成26年4月1日としてはいかがかと考えております。万一ですが、それまでに災害が発生し、支援が必要となった場合は、行動計画に準じて支援活動を行うものと考えているところでございます。

続いて、資料5-3-1をご覧くださいと思います。今回の行動計画を定めることにあわせまして、確認事項を一部修正するものでございます。

資料5-3-2は、その見え消し版でございます。そちらの資料の3ページの一番下、その他の行動計画の名称を正式名称とし、別添参考で記載をしておりました割り振り表を削除するものでございます。

なお、このように本日お諮りをいたしております行動計画の御決定をいただきましたならば、今後は運営等の実務的な検討となりますことから、事務方の皆様に御協力をいただきまして、なお、細部を詰めていくというふうに考えている次第でございます。

行動計画の案につきましては、以上でございます。

2点目の議題でございます。2つ目の議題としまして、災害時における支援制度の課題について。主に法的な面でございますけれども、罹災証明や被災者生活再建支援制度など、具体的な6つの制度を例に、課題と改善の方向について議論を行ったところでございます。この中では、災害救助法の改正も含め、法体系や制度が実態に即していない部分の改正を今後も指定都市市長会として国に要望を行っていくべき、このような御意見がありましたほか、また、阪神・淡路大震災の教訓がいまだ生かされていない部分もありまして、これらもあわせて改正を求めていくべきとの御意見がございました。

今後、こうしたことに基づきまして、20市各市の皆様に、私どものほうから照会等により文書を送らせていただきますので、それに基づきまして御理解を頂戴し、整理を行い、改めて部会で協議をした上、総会にもお諮りし、国に対して見直しを求めてまいりたいと考えているという、そちらは今後の作業手順についての御報告のみでございます。

本日は、行動計画の案につきまして御決定をいただければ幸いです。よろしくお願いをいたします。

○札幌市長　ありがとうございました。23年以来、確認事項が決定し、特に初動期について、機動力のある政令市が、いかに体制を整えて現地で対口支援につなげていくまでの間の秩序といったものを保っていくかということで策定をされた行動計画でございます。この件につきまして御提案を頂戴しましたので、御質問あるいは御意見等がございました

ら、お受けしたいと思います。

○横浜市長 東日本大震災でも、指定都市同士のカウンターパートで初期の災害支援が非常に機能したということがございました。

あともう1つ、中長期的な復興支援が非常に難しいと思います。各自治体は、やはり人手不足ということもありまして、少ない人員による厳しい行政運営が強いられている中で、しかし、これは忘れてはならないことなので、中長期的な復興支援をどうすればよいかをテーマに、課題として、引き続き検討していくべきだと思います。

○札幌市長 まさにそうだというふうに思います。これは発災当初どうするかという非常に緊急的なところで、機動的に対応しなければならない、そういう役割を我々が分担しようという行動計画でございますので、その後の中長期的な復興についてはまた別途議論させていただくということでの行動計画でございますので、今、林市長さんのおっしゃることはそのとおりということで、今後の課題として残しておきたいと、こんなふうに思います。

この行動計画、決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○札幌市長 ありがとうございます。それでは、原案どおり、この行動計画を決定させていただきたいと存じます。今回の行動計画によりまして、被災地支援のあり方について、より具体的に定められたというふうに思いますので、この間の御議論、本当に御苦労さまでございました。どうもありがとうございました。

今議題(2)で多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会議要請の修文が配付されておりますので、御確認をいただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。お手元に参りましたでしょうか。

名古屋市長さん、名前が入りましたので、御確認ください。そして、最後のところに「道州制も視野に入れた」というところでおさまりがついたような気がいたしますので、これでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○札幌市長 ありがとうございました。それでは、このとおりにさせていただきます。

次に、報告でございます。中核市・特例市連携担当市長から御報告をいただきたいと思います。

います。篠田新潟市長さんから御報告ということでございますので、よろしくお願いします。

○新潟市長　それでは、資料6をご覧くださいながらお聞き取りいただきたいと思います。昨年引き続きまして、指定都市、中核市、特例市の3市長会の連携シンポジウム、11月5日に東京都内で開催をしたということであります。そして、今回も北川さんに基調講演をお願いしました。地方分権改革、3市長会が連携して地方六団体を動かすぐらいの気概を持てということ、また国で教育委員会改革に取り組んでいるが、責任ある教育行政を担うにはどのような体制がよいのか、3市長会で提案して、地方六団体や国での議論を牽引していったらどうかと。そして、補助金などにより、中央依存体質、これを改革しなければならないと。3市長会がリードして、歳入の自治を真剣に実現してほしいというような御提案がございました。

パネルディスカッションでは、それぞれの3市長会の取組、お話がございました。また、地方制度調査会の答申に対する評価など、ここでは指定都市市長会としては、特別自治市制度、限定的ではあるが、一部認められたことは評価できるが、人口200万人以上という要件が示されたことは残念というようなことを申し上げました。

また、パネルディスカッションの中で、複雑・高度・グローバル化した現代社会において、弁護士や公認会計士を初めとして高度な専門知識を有する方に職員として活躍してもらい、公平性・公正性・専門性を確保しながら行政運営を進めることも重要であるということで、参加市長、認識を共有したということであります。

この点について、弁護士、公認会計士を採用しているのは、指定都市で4市、中核市で7市、特例市は5市ありと、まだまだ少ない状況であると思います。全国ネットワークでこのような高度の専門知識を有する方を採用しようということになれば、有資格者の方が就職先を考える際に、地方自治体職員も選択肢の1つに入れていただけるのではないかと。というようなことで、今後、また3市長会で具体的にそのあたりを検討していこうということでシンポジウムを閉めさせていただきました。

福岡市長さん、今日は欠席されていますけれども、福岡市さんが児童相談所に弁護士を配置して、大変大きな効果を上げているという事例があるそうです。「弁護士を現場に配置することで、親権者に対して法的な枠組みを示しつつ、確信を持って臨むことができるため、親権の喪失や停止が迅速に行われ、児童の命を守ることができた事例があった」と

ということです。また、「弁護士が配置されたことによって、職員の法的な資質が向上し、家庭裁判所の親権停止などの承認を得る手続がスムーズに行えるようになった」ということで、福岡市長さんからコメントをいただいておりますのでご紹介いたしました。参考にさせていただきたいと思います。

また、公認会計士を採用している市もございます。堺市長さんもそうということで、一言お願いできますか。

○堺市長 私の4年前の公約の中で、市OBを廃止して常勤の監査委員を任用しますという公約をさせていただきました。ただ私は最初オール野党でございまして、なかなか常勤の監査委員を採用することが難しかったので、職員で常勤の期限付きの任用をさせていただきました。そして事務管理監として公認会計士の方を採用いたしまして、その方の実績を見て、現在は常勤の代表監査委員として任用させていただいているところでございます。ある意味で今まで気がつかなかった部分、市の職員のOBでは到底できなかった部分がしっかりとフォローされている。そして、もう1人の監査委員は非常勤の弁護士さんでございまして、弁護士さんとリンクしまして、今、実質的な監査の精度が上がっていると思っております。

それともう1つ、今、教育現場から非常に強い要望があるのは、教育現場専門に常勤の弁護士さんを採用してくれないかと。要するに、教育紛争が非常に多いんです。その対応で常勤職員の弁護士さんを来年4月1日から採用すべく人物も確定しております。今、教育現場の訴訟は非常に多くなっています。そして、クレーマーとも思えるような要求がございまして、教員の皆さん方にしっかりと、ここは行ける、ここはノーということを紛争解決前にその弁護士さんの職員の知恵を入れながらやっていきたいということで、我々の現場には専門職の職員が大事であると思っています。それを大事に育てながら、市全体の職員の能力アップにつなげたいと思っています。以上です。

○広島市長 その採用される方の処遇はどういうふうになるのでしょうか。

○堺市長 特定任期付職員でございまして、一定の経験プラスアルファはしております。

○広島市長 専門性を生かすということで普通の職員より高目になるのでしょうか。

○堺市長 はい、そうですね。

○広島市長 その給料表を別途つくるのですか。

○堺市長 特定任期付でございますので、給料表は一般職員として採用されたという前提のもとで一定の配慮をしていくということですね。例えば40歳でしたら、40歳で一般職員がこのぐらいの任用をされているということを含めて考慮させていただいています。やはりそれなりの処遇はしなければ来てくれません。

○広島市長 そうですよ。

○札幌市長 北九州市さんは弁護士を採用予定ということでございましょうか。

○北九州市長 前から検討していたのですが、結果的に少し遅れてしまいましたけれども、先行事例をいろいろとヒアリングしていきますと、福岡市の例のように非常にいい効果があるというのがおおむねその評価でございましたので、採用する予定に決めています。

○札幌市長 どのぐらいの経験年数ということはどうでしょうか。具体的には何年ぐらい経験をされている方とか、そういうのは何か基準があるのでしょうか。堺市さんはどうですか。

○堺市長 今現在、代表監査委員をしているのは60歳でございます。脂の乗り切っているところでございますので、特別職の対応ができますのでそれは処遇できます。もう1人、監査委員事務局に課長補佐級で採用しまして、それは昭和48年生まれですから40歳ですね。これも実務的に非常に脂が乗り切っている。それで来年4月に採用するのは32歳の弁護士でございます。

○札幌市長　ありがとうございます。さいたま市長さん、今日はお話が静かなので何かございますか。

○さいたま市長　大都市制度の問題のときにお話をしたいなと思ったのですが、いろいろ議論が出ていましたので結構ですが、熊本市長さんがお話しされましたけれども、私も大都市制度のところについては少し共通の部分をしっかりとし組み上げて、権限をもらうというよりは、一旦権限をおろしてもらって、その中で県に委託をするとか移譲をするという逆にやっていくような形のほうが話が進みやすいのかなとは思っております。いずれにしても、浜松市さん、静岡市さんが静岡県と一緒にやっていくプロジェクト、また新潟市さんがやっていくプロジェクトは大いに注視をさせてもらいたいと思っております。

○札幌市長　それでは、報告につきましてはこれでよろしゅうございますか。ありがとうございます。4の報告は終了とさせていただきます。

続きまして、事務局から報告がございます。

○事務局長　それでは、今後のシンポジウムの開催につきまして報告をさせていただきますので、資料7をご覧くださいと思いますので、資料7をご覧くださいと思っております。

来年の1月14日に熊本市におきまして「持続可能なまちづくりと市町村の連携」と題しまして、関西学院大学大学院の小西教授、大西高松市長、熊本日新聞社の清田論説委員を迎えまして、幸山熊本市長に御登壇いただきまして開催をいたします。現在、受け付け中ですので、多数御参加いただきたいと思いますと思っております。

また、2月6日には東京の日経ホールにおきまして、「大都市制度改革、まったナシ！」と題しまして、増田元総務大臣、また関西学院大学の林教授を迎え開催をいたします。これも今月12月20日から申し込み受け付け開始を予定してございますので、よろしくお願いします。

あと配付資料はございませんが、前回7月に開催されました第35回指定都市市長会議におきまして、今日も河村市長から御発言等ございましたけれども、地方交付税削減への対応につきまして前回御議論をいただいたわけですが、その後の対応等につきましてこの場をおかりしまして簡単に御報告を申し上げたいと思います。

国等に対しましては白本要請におけます各種の働きかけのほか、矢田前会長が自由民主党の総務部会に御出席をいただくなど、地方交付税に関する要望提案を行っていただきました。また、このほか地方六団体による要請等もございまして、皆様御承知のとおり一方的な地方交付税の削減による地方公務員給与の減額要請は今年度限りにするということが先月正式に決定されましたので、御報告を申し上げます。

なお、今日も御議論が出ました名称変更を含めました交付税の諸課題に対する検討につきましては、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

事務局の報告は以上でございます。

○札幌市長　ありがとうございます。報告事項は以上であります、何かございますでしょうか。

○名古屋市長　では1つ。今日の議題とは別の話になりますが、市長と議会を両方選んでいる場合は議会は無党派でないといけないのです。それでなければ市長には解散権をよこせと。そうでなければ議会を大きく変えようとか、議会の今までのシステムと違う大改革をやろうという場合、皆さんの市においてもそうだけれども、議会で否決されたら何とも手が出ないわけです。名古屋は一度、署名運動までやりましてリコールとなりましたけれども、これはちょっと特殊なので、両方を選ぶ場合は、アメリカではルールがあって無党派なんです。

参考に言いますと、ロサンゼルス市が名古屋市の姉妹都市なのでこの間行ってきてまして、議員にこう聞いたんです。無党派はいいけれども、予算とか条例案を議論するのかと聞いたら、すると言うんです。ワン、ツー、スリー、フォー、ファイブ、シックス、セブンと15人しかいないから7までが過半数に達しないんです。7のところではファインライン（fine line）というのがある。過半数に行かないところまでは相談してもいい、過半数を超えて相談するのはだめなんだと、向こうはそういうルールに基づいている。

○札幌市長　フリーハンドにしておくということですね。

○名古屋市長　そういうことですね。市長なら市長がやろうということをやらせようと。議会が何か決めたら何でも全部決めてしまうということにならぬように、ちゃんとルール

を持っているんです。それを一度議論しないと、これは実は地方自治の制度的欠陥なんです。市長は解散権もないのだから何ともならないじゃないですか。みんな関心があると思いますけれども、今後一度議論をやったらどうですか。今日はとりあえず言うだけです。

○札幌市長 いつも本質的な議論をありがとうございます。みんな胸の内にですね。

○名古屋市市長 それをやらぬとどうしようもならないと思うんです。

○札幌市長 ごもったもなことだと思います。説得をするのに私ども難渋しておりますので、議会と二元代表制と言われておりますけれども……。

○名古屋市市長 アメリカには二元代表なんていう言葉はないですから。あれは英語にないんですよ。実は和製英語なんです。

○札幌市長 そうしましょう。どうもありがとうございました。

それでは、以上で4の報告は終了させていただきます。

次第の5でございます。次期会長選挙について、事務局から進行をお願いさせていただきます。

○事務局長 はい、かしこまりました。続きまして次第の5でございますが、少しだけ準備をさせていただきますので少々お待ちください。

失礼いたしました。本日の選挙におきましては、平成26年4月1日から2年間を任期とする次期会長を選出していただきます。それではまず投票管理者の指名を行っていただきます。指定都市市長会の会長の選任に関する規定第9条の規定によりまして、会長は投票及び開票の事務を管理するため、市長会議に出席している市長の中から規定に定める順位に従い投票管理者を1名指名することとなっております。また、会長、候補者及び候補者を推薦した方については投票管理者として指名してはならないこととなっております。

それでは、投票管理者の指名をよろしくお願いします。

○札幌市長 それでは、規定に基づきまして加山相模原市長を投票管理者として指名をさ

させていただきます。加山市長、よろしくお願いいたします。

○事務局長 このたびの会長選挙は、10月31日から11月25日までを候補者推薦の受付期間としておりましたが、お手元の資料にありますとおり、届け出順に林横浜市長と鈴木浜松市長が候補者として推薦されております。

ここでお二人の候補者から一言ずつ抱負をお願いいたします。届け出順にまず林市長からよろしくお願いいたします。

○横浜市長 横浜市長の林文子でございます。このたびは御推薦をいただきまして、大変光栄でございます。私の抱負を一言述べさせていただきます。

市長職になる前の約10年間、経営職をやっておしまして、この行政の世界は初めてでございました。私が市長への立候補の要請を受けたのは、次のような理由でした。と言いますのも、おそらく、大都市の運営に必要なことというのは、まさに人、物、金、情報でございますけれども、特に重要なことは人のマネジメントではないのか。民間の経営者をやっておりますと、何よりも人が大事で、社員の人たちが本当に自分の仕事に誇りを持ってモチベートされなければ成果が上がらないのですけれども、この行政の世界は少し違う感じがいたしました。そういうことで、私の過去の経験で、いかに職員をモチベートするか、そして民間の方、あらゆる関係者、オール横浜で一緒にたゆまぬ対話を重ねて信頼関係を築く、共感と信頼の市政をやってみたいということで決意をして、おかげさまで当選をしてそれを4年間実行してまいりました。

今日もここでの議論をお伺いして、本当に改めまして指定都市20市の市長の皆様方が持っている知見、それぞれの得意なところ、そしてもちろん大変有能な職員の人たちがそろっておりますから、オール指定都市、20の市が協力していけば、できないことはないのではと感じております。

私自身、第30次地方制度調査会に参加しましたが、あくまでも臨時委員であり、改めて、指定都市市長会は、地方自治法上の法定団体に位置付けられていないという現実を実感いたしました。私たちは、すぐ目の前の市民の皆様毎日の生活もお支えしなくてはいけないし、中長期の経済成長を安定的な社会保障制度につなげ、私たちが本来的に持っている資産であったり能力を生かして、そして結果的に国の経済成長に資するようなことに逆に押し上げていくのだという意思があるにもかかわらず、全く同じベースに乗せていた

だけないという非常に残念な思いがしておりました。

私たち20市には多様性、豊富な経験、ポテンシャルがございます。私が会長職を務めさせていただければ、そういった力を結集して、更に中核市、特例市の方々と連携を深めて、国を動かす大きなムーブメントを起こしたいと決意をしております。

実行したいことが3点ございます。1点目は、指定都市市長会のプレゼンス、発信力を高めるということです。指定都市は全国民の約20%が居住している地域でございますので、指定都市市長会の活動をもっと影響力のあるものにしていかなくてはなりません。そして、国との公式なチャンネルを確保するために、各法定団体と同様の団体としての取り扱いがなされることを目指します。そのためには、車の両輪でございます、我々のカウンターパートナーである全国市議会議長会指定都市協議会をはじめ、中核市市長会、特例市市長会といった各種の市長会、指定都市を応援する国会議員の会といった国会議員の方々との連携を一層強化してまいりたいと思います。

2点目は、指定都市発の政策提言を具体的にしていくことです。本日の会議の中でも、もう議論をするだけではなく、実行するときなのだというご意見がございました。そういったところに我々も来ているのだと思います。今がチャンスかと思います。そして突破口も開けてまいりました。そのため、現行の部会とは別に、「政策提言プロジェクト」というものを設置して、各市長さんにプロジェクトリーダーをお願いして、タイムリーな政策提言を力強くやっていきたいと思います。例としては、社会保障制度、オープンデータ、道州制、また女性の経済進出など、皆様の御意見を伺いながらテーマごとにプロジェクトもつくり、モデル事業を実際に行ってみるということが大事かと思います。

そして3点目は、当然ながら、更なる地方分権改革の推進と多様な大都市制度の実現を図ることです。今考えておりますのは、現在の地方分権改革推進部会、大都市制度検討部会を統合し、新たに、仮称でございますが、「地方行財政部会」を設置することです。余りたくさん部会ができるのも困りますが、こういったこともご提案し、議論をしていきたいと思います。

20市はそれぞれ多様性がございますけれども、目指すところは同じだと思います。私たち基礎自治体は、そこに国民の方がいらっしゃる、市民の方がいらっしゃいます。それをずっと見詰めて我々は仕事をしておりますので、現場のことを一番わかっています。その私たちの思いをきちっと国に届けなくてはいけないと思います。そういうことに心を砕きまして、あらゆるパイプ、私自身が持っているパイプ、それから皆様のパイプと一緒に、

そして経済界とも連携いたしまして、国へも積極的に行動してまいります。どうぞよろしくをお願いします。

どうもありがとうございます。（拍手）

○事務局長　続きまして、鈴木市長からよろしくお願いいたします。

○浜松市長　それでは、会長選挙に当たりまして所信を表明させていただきます。

私の政治の原点は、松下政経塾に今から35年前に第1期生として入塾したことに始まります。塾の設立者であります松下幸之助翁は当時から、この21世紀の日本を大変心配されておりました。松下翁は、このままこんな国家経営をしていたら、21世紀になるころにはこの国は大変な借金を抱え、国がどんどん衰退をしていく、こういうことをおっしゃっておられました。1980年、私が入塾をした年でございます。当時、日本は絶好調でございまして、1979年にエズラ・ヴォーゲル博士が「ジャパン・アズ・ナンバーワン」という本を書いた、あの時期でございます。本当に私は日本がそんなふうになるのだろうかと思いましたが、今振り返ってみますと、まさに松下幸之助翁が心配をしているとおりの状況でございます。

松下翁は何を言ったか。どうしたらいいんだという塾生の問いに対して、それは君、地方分権や、道州制を核にした新しい国の仕組みをつくらなければいけない、こういうことをおっしゃいました。1億2000万のこんなでかい世界第2位の経済大国を霞が関や永田町のような1カ所で一律にコントロールすることが、この国に大いなる無駄を生んでいるのだ、活力を失わせるのだ、だから地方分権を推進して新しい国の形をつくらなければいけない、それぞれの地域がそれぞれが頑張って地域を元気にして、その結果として日本を元気にする、そういう国にしなければいけないとおっしゃられました。

松下さんがおつくりになったPHP研究所が社運をかけて地域主権型道州制を実現しようとして取り組んでいる、これは松下さんの遺言だからであります。私も、国会議員のときもそうでしたけれども、市長になってつくづくそのことを実感しております。この国はこのままではだめだ、分権国家にしていかなければいけない、道州制を核にした新しい地域主権国家をつくって、それぞれの地域が頑張って国を成長させていく。もう日本全体を一律に引き上げていく成長戦略というのは幻想だと私は思っています。そういう意味で道州制を推進していかなければいけない。

そのときに大事なものは、上からの目線と、もう1つは下からの積み上げであります。広域行政体ができたときに、基礎自治体が基本的な行政サービスは全部引き受ける、その覚悟がなければ、この改革は進みません。その一番いい制度が特別自治市制度だと私は思っています。

道州制や特別自治市というのは、これは革命であります。まさに国の統治の形態を変える革命であります。大変な仕事だと私は思っています。これをなし遂げるためには2つのことが必要だと考えています。1つは、国会に対するアプローチであります。どんな状況であろうが、国権の最高機関である国会が物事を議決し、政策を進めていかなければ何も変わりません。残念ながらこれは日本国憲法下では紛れもない事実であります。したがって、政党、国会議員にしっかりと働きかけをし意識を変えてもらう。

私は幸いなことに、国会議員を経験したことによりまして国会に多くの人脈があります。おまえは元民主党だから今の与党政権はだめだろうということでもありますけれども、心配御無用であります。変なふうに思われるかもしれませんが、国会というところは不思議なところでありまして、もちろん党としていろんな活動をしていきますけれども、多くのその他の活動は個人的な人間関係の中で進んでまいります。私はおかげさまで安倍総理、菅官房長官を初め、今の自民党のキーマン、そして民主党、公明党、維新の会、みんなの党、これからの政界を担っていくキーマンに多くの人脈がございます。恐らく10年間、どんな政権になってもこの人脈は活用できると思っています。指定都市市長会の活動に全力でこの人脈を活用していきたいと思っています。

もう1つ必要なことは、基礎自治体の意識改革であります。基礎自治体が自立をしなければ、自立した覚悟を持たなければこの改革は絶対に成功いたしません。しかし、昨今の状況を見ていると、道州制法案1つとっても、これに対して地方六団体は迷走を繰り返しています。こんな状態では絶対にこの改革は進みません。そのためには自立の覚悟を持った自治体を1つでも多くつくっていく。指定都市市長会はそのリード役にならないと私は思っています。

浜松市は特異な政令指定都市であります。県庁所在地でも大都市圏の大都市でもございません。一地方都市が周辺地域と合併をして人口要件を満たして政令指定都市になった都市であります。したがって、浜松市が合併したときに人口60万人の旧浜松市に対し、一番小さな人口1100人の龍山村という村もございました。地域条件もその置かれた環境も全く違う12市町村が合併をして今の浜松市になりました。結果として浜松市の半分は過疎

地域であります。限界集落が130あります。こういう都市でありながら政令指定都市の間入りをさせていただきまして、浜松市はいろんな課題を持っています。大都市の課題もあれば過疎対策もある、森林振興も農業振興もやらなければいけない。ある東大の先生は国土縮図型都市と言われました。そんな浜松市だから地方都市の痛みも、あるいは悩みもわかると思います。

逆にこの浜松市が自立した都市経営を行っていけば全国モデルになると思って、私はこれまで6年間、市政運営を続けてまいりました。歯を食いしばって行政改革をやった結果、今、ムーディーズの自治体の財政評価、あるいは格付で浜松はナンバーワンの評価をいただけるところまで来ました。これを私は全国の自治体に訴えていきたい。皆さんもやればできる。合併を恐れたり、あるいは広域行政に逡巡をしたり、そういう自治体に対して、そんなことを考えないで一歩前へ出なさいということを身でもって証明していきたいと思います。

そんな気概を持ってこれから市長会のいろいろな活動や主張を広げていきたいと思えます。国会へのアプローチ、あるいは基礎自治体へのいろいろな普及促進、こうした2点におきまして私なりに指定都市市長会の活動に貢献できると思ひまして、このたび立候補させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。
(拍手)

○事務局長　ありがとうございました。それでは、投票管理者となられました加山市長には選挙に立ち会っていただくため、前方のお席へ移動をお願いいたします。

前方に投票箱を御用意いたしました。まず投票箱の中身につきましては、ご覧のとおり空となっていることを御確認ください。加山市長、よろしゅうございますでしょうか。

○相模原市長　確認いたしました。

○事務局長　投票管理者に中身が空ということを御確認いただきました。

それでは、これから事務局職員が投票用紙をお配りいたします。それぞれのお席で候補者の氏名を御記入いただき、投票箱へ投函をいただくことになります。なお、京都市、神戸市におきましては代理の藤田副市長、鳥居副市長による投票、また先ほど新潟市長は所用により退席されましたので、加藤部長により投票をお願いいたします。

順序は特にございませんので、書き終わった方から順次投票をお願いいたします。前のほうの投票箱によりしくをお願いいたします。

(投 票)

○事務局長 それでは、投票管理者の加山市長にも投票いただきます。また、千葉市長、大阪市長、岡山市長、福岡市長につきましては投票用紙の送付による投票を希望されており、投票用紙が届いております。事務局職員が開封いたしますので、加山市長に御確認をいただきたいと思います。

それでは加山市長には、開封をさせていただきましたので、中から取り出していただきまして投函をお願いいたします。

それでは、全ての投票が済みました。これから事務局職員が開票作業を行いますので、加山市長には御確認をいただきますようよろしくお願いいたします。作業が済みますまでしばらくそのままお待ちください。

(開 票)

○事務局長 それでは、開票の結果につきまして加山市長から発表をお願いいたします。

○相模原市長 それでは、開票の結果を発表いたします。有効投票19票、林横浜市長10票、鈴木浜松市長9票、以上の結果、林横浜市長が当選人となりましたので御報告をいたします。以上です。(拍手)

○事務局長 加山市長、ありがとうございました。それでは、お席のほうにお戻りをいただきたいと思います。

ありがとうございました。以上で会長選挙を終わらせていただきます。

○札幌市長 御苦勞様でございました。それでは、次期会長に選出をされました林横浜市長に一言お願いいたします。

○横浜市長 ただいま次期会長に御選任をいただきまして、大変光栄でございます。ありがとうございます。今、責任の重さに改めて身の引き締まる思いでございます。指定都市20市のより一層の発展のため精いっぱい努めてまいりたいと思います。

私たちが取り組むべき課題は山積しております。しかし、20市の総力を結集すれば、ど

んな困難な課題も解決できる、そして、市民の皆様の生活の安心につながる解決モデルを示して、それが結果的には国全体の経済成長につながるべく貢献していきたいと思っています。どうぞ御一緒によろしく願いいたしたいと思います。

皆様には、今後も、指定都市市長会の円滑な運営のために変わらぬお力添えをお願い申し上げます。御指導、御鞭撻をいただきますよう、よろしくお願いします。ありがとうございます。（拍手）

○札幌市長 ありがとうございます。一体となって頑張ろうという強いメッセージでございます。ノーサイドで頑張りましょう。よろしくお願いいたします。

それでは、次回指定都市サミットin仙台の開催について、奥山仙台市長からお話がございますので、よろしくお願いいたします。

○仙台市長 それでは、次回の指定都市サミットin仙台のまずもって日程だけを、大変お忙しい皆様でございますので発表させていただきたいと存じます。来年の5月29日（木）でございますけれども、ホテルメトロポリタン仙台にて開催をさせていただきたいと思えます。

視察といたしましては、この間大変に御尽力をいただきました被災地の復興の状況などもあわせてご覧をいただければと思っているところでございます。

その他詳細につきましては、指定都市市長会と追って調整の上、正式に御連絡を申し上げたいと思います。どうぞ御参加よろしく願いを申し上げます。お待ち申し上げております。

○札幌市長 お世話になります。よろしくお願いいたします。

それでは、時間が来たようでございますので、これで終了させていただくことになりましたが、よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。長時間にわたりまして御議論をいただきましたことを本当に感謝申し上げます。

これにて指定都市市長会を終了させていただきます。御協力をいただきましたこと心から感謝申します。ありがとうございました。（拍手）

○事務局長 それでは、この後、上田札幌市長、また次期会長の林横浜市長、奥山仙台市長によりまず記者会見を、フロアが異なりますけれども、5階のオリオンに会場に移して行います。おそろい次第、速やかに始めたいと思っておりますので、記者の皆様方、移動のほど、また対象の市長さん、移動のほどよろしく申し上げます。

午後5時7分閉会